

令和2年度

労働実態調査結果報告書

令和3年3月

宮城県経済商工観光部雇用対策課

目 次

I 利用にあたって	
1. 調査の概要	1
2. 回答（集計）状況及び回答事業所の現況	2
3. 利用上の留意点	3
4. 産業分類表	4
II 調査結果の概要	
1. 労働者の構成	5
2. 賃金	6
3. 特別手当（賞与）	8
4. 常用労働者（正社員）の給与の支給形態	10
5. 基本給の決定要素	11
6. 初任給	12
7. 退職金	13
8. 嘱託、契約社員の賃金	14
9. パートタイム労働者の賃金	15
10. 労働時間	
(1) 1日の労働時間	17
(2) 1週の労働時間	17
(3) 所定外労働時間	18
11. 変形労働時間制	20
12. 週休制度	21
13. 年次有給休暇制	23
14. 多様な休暇制度	24
15. 中途採用	25
16. 定年制度	26
17. 高年齢者雇用安定法への取組み	27
18. 退職者の状況	28
19. 外国人労働者及び外国人研修生	29
20. 障害者の雇用	30
21. 産前産後休業	31
22. 育児休業制度	32
23. 介護休業制度	33
24. 育児・介護休業法への取組み	34
25. 子どもを持つ労働者に対する支援制度	35
26. 家族を介護する労働者に対する支援制度	36
27. 介護休暇の取得状況	37
28. 子の看護休暇の取得状況	38
29. 次世代育成支援対策	39
30. 女性活躍推進支援対策	40
31. パートタイム労働者の諸制度	41
32. パートタイム労働法への取組み	42
33. ポジティブ・アクション	43
34. ハラスメント防止対策	44
35. 経営改善措置	45
36. ワークシェアリングの実施状況	46
37. 働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）について	47
38. テレワークの導入について	48
39. 新型コロナウイルス感染症の影響への対応	50

Ⅲ 参考

1. 令和2年度労働実態調査票
2. 令和2年度労働実態調査記入要領

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、県内における民間事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働行政運営の参考とするため、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく届出統計調査として実施した。

(2) 調査対象

イ) 調査地区

宮城県域

ロ) 調査対象事業所

事業所規模10人以上の民間事業所で、次の14産業

①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤卸売業、小売業 ⑥金融業、保険業 ⑦不動産業、物品賃貸業 ⑧学術研究、専門・技術サービス業 ⑨宿泊業、飲食サービス業 ⑩生活関連サービス業、娯楽業 ⑪教育、学習支援業 ⑫医療、福祉 ⑬サービス業 ⑭ その他（鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業）

ハ) 基礎資料

総務省統計局より事業所母集団データベースの母集団情報の使用承認を得て調査集計を行った。

※ 産業分類については「日本標準産業分類」に基づき、別表のとおりとする。

※ 平成19年11月に日本標準産業分類の第12回改定が行われ（平成20年4月1日適用）、産業分類が変更になっているので、時系列比較をする際には注意を要する。

(3) 調査事業所

上記調査対象事業所から規模別・産業別に抽出した2,000事業所

(4) 調査事項

事業所の現況、賃金、労働時間、雇用、育児・介護等支援、パートタイム労働者の諸制度、ポジティブ・アクション、職場におけるセクシャル・ハラスメント防止対策、経営改善等

(5) 調査期日

令和2年7月31日現在。ただし、初任給は令和2年4月採用時で、賞与は基本的に令和元年年末手当（冬）及び令和2年夏季手当として支払われたもの。

(6) 調査の方法

郵便による通信調査

2 回答（集計）状況及び回答事業所の状況

(1) 回答（集計）状況

調査事業所2,000のうち788事業所から回答があり、回収率は39.4%であった。

有効回答は591事業所で、有効回答率は29.6%であった。

※ 以下において、便宜上集計事業所を「回答事業所」と表現する。

(2) 回答事業所の状況

回答事業所における産業分類、常用労働者の規模分類、労働組合の有無については表1のとおりである。

表1 調査事業所分類及び回答事業所の現況

分類		区分	回答事業所	
			事業所数	構成比
全体			591	100.0%
産業分類	建設業		68	11.5%
	製造業		63	10.7%
	情報通信業		7	1.2%
	運輸業，郵便業		36	6.1%
	卸売業，小売業		120	20.3%
	金融業，保険業		17	2.9%
	不動産業，物品賃貸業		11	1.9%
	学術研究，専門・技術サービス業		31	5.2%
	宿泊業，飲食サービス業		27	4.6%
	生活関連サービス業，娯楽業		25	4.2%
	教育，学習支援業		23	3.9%
	医療，福祉		96	16.2%
	サービス業		65	11.0%
	その他		2	0.3%
規模分類	10～29人		136	23.0%
	30～99人		129	21.8%
	100～299人		124	21.0%
	300人以上		202	34.2%
本社所在地	宮城県内		428	72.4%
	宮城県外		163	26.6%
労働組合	有		183	31.0%
	無		408	69.0%

3 利用上の留意点

- (1) この調査は、無作為に抽出した事業所からの任意報告に基づいており、前年の調査と同一性が確保されているわけではない。したがって、時系列比較をする場合には注意を要する。
- (2) 集計標本数が少ない場合は、数値の変動が大きいので、注意が必要である。
- (3) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その合計が100.0にならない場合がある。また、「複数回答」の場合、構成比の合計は100.0を超えることがある。なお、質問の細部については無回答の場合もあることから、必ずしもその合計が100.0にならない場合がある。
- (4) この調査の回答は事業所単位で行われているが、集計上の「規模分類」とは本社や支店等を含めた企業全体の常用労働者（正社員）の規模により分類される。
- (5) 集計については、電子計算機処理により、平均賃金、初任給、賞与及びその他の賃金については、従業員数による加重平均とし、その他については、事業所数による単純平均とした。
- (6) この報告書の図表中に表示する“N”とは集計対象数（事業所数又は労働者数）である。
- (7) この調査結果報告書に用いた次の「主な用語」の説明については、下記のとおりとする。

イ) 従業員

① 常用労働者（正社員）

期間を定めずに雇用されている一般の正規労働者。役員でも常時一定の職務に従事し、一般の従業員と同じ賃金規則、あるいは同じ基準で賃金の支払いを受けている者は「常用労働者（正社員）」に含む。

② 嘱託・契約社員

期間を定めた労働契約により「常用労働者（正社員）」に準じた労働条件で主に専門的な業務に従事する労働者。「準社員」、「非常勤」等事業所により呼称は様々である。

③ パートタイム労働者

「常用労働者（正社員）」よりも所定労働時間が短い者。

④ 臨時・アルバイト

数日～数ヶ月単位の短期雇用を前提とした労働者。

⑤ 派遣労働者

派遣会社と雇用関係にありながら別の会社へ派遣され、派遣先の会社の指揮命令を受けて働く労働者。

ロ) 所定労働時間

労働協約・就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、所定の休憩時間を差し引いた実労働時間をいう。

ハ) 所定内賃金

① 基本給

職能給、職務給等

② 諸手当

通勤手当、住宅手当、家族手当、管理職手当、特殊勤務手当、能率手当(歩合給)、精勤手当、皆勤手当、物価手当、役付手当等

ニ) 所定外賃金

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、深夜勤務手当等

ホ) その他の用語等については、巻末の「調査票」及び「記入要領」を参照のこと。

4 産業分類表

建設業	金融業, 保険業
総合工事業	銀行業
職別工事業(設備工事業を除く)	協同組織金融業
設備工事業	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
製造業	金融商品取引業, 商品先物取引業
食料品製造業	補助的金融業等
飲料・たばこ・飼料製造業	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
繊維工業	不動産業, 物品賃貸業
木材・木製品製造業(家具を除く)	不動産取引業
家具・装備品製造業	不動産賃貸業・管理業
パルプ・紙・紙加工品製造業	物品賃貸業
印刷・同関連業	学術研究, 専門・技術サービス業
化学工業	学術・開発研究機関
石油製品・石炭製品製造業	専門サービス業(他に分類されないもの)
プラスチック製品製造業	広告業
ゴム製品製造業	技術サービス業(他に分類されないもの)
なめし革・同製品・毛皮製造業	宿泊業, 飲食サービス業
窯業・土石製品製造業	宿泊業
鉄鋼業	飲食店
非鉄金属製造業	持ち帰り・配達飲食サービス業
金属製品製造業	生活関連サービス業, 娯楽業
はん用機械器具製造業	洗濯・理容・美容・浴場業
生産用機械器具製造業	その他の生活関連サービス業
業務用機械器具製造業	娯楽業
電子部品・デバイス・電子回路製造業	教育, 学習支援業
電気機械器具製造業	学校教育
情報通信機械器具製造業	その他の教育, 学習支援業
輸送用機械器具製造業	医療, 福祉
その他の製造業	医療業
情報通信業	保健衛生
通信業	社会保険・社会福祉・介護事業
放送業	サービス業(他に分類されないもの)
情報サービス業	郵便局
インターネット附随サービス業	協同組合(他に分類されないもの)
映像・音声・文字情報制作業	廃棄物処理業
運輸業, 郵便業	自動車整備業
鉄道業	機械等修理業
道路旅客運送業	職業紹介・労働者派遣業
道路貨物運送業	その他の事業サービス業
水運業	政治・経済・文化団体
航空運輸業	宗教
倉庫業	その他のサービス業
運輸に附帯するサービス業	その他
郵便業(信書便事業を含む)	鉱業, 採石業, 砂利採取業
卸売業, 小売業	電気業
各種商品卸売業	ガス業
繊維・衣服等卸売業	熱供給業
飲食料品卸売業	水道業
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	
機械器具卸売業	
その他の卸売業	
各種商品小売業	
織物・衣服・身の回り品小売業	
飲食料品小売業	
機械器具小売業	
その他の小売業	
無店舗小売業	

1 労働者の構成

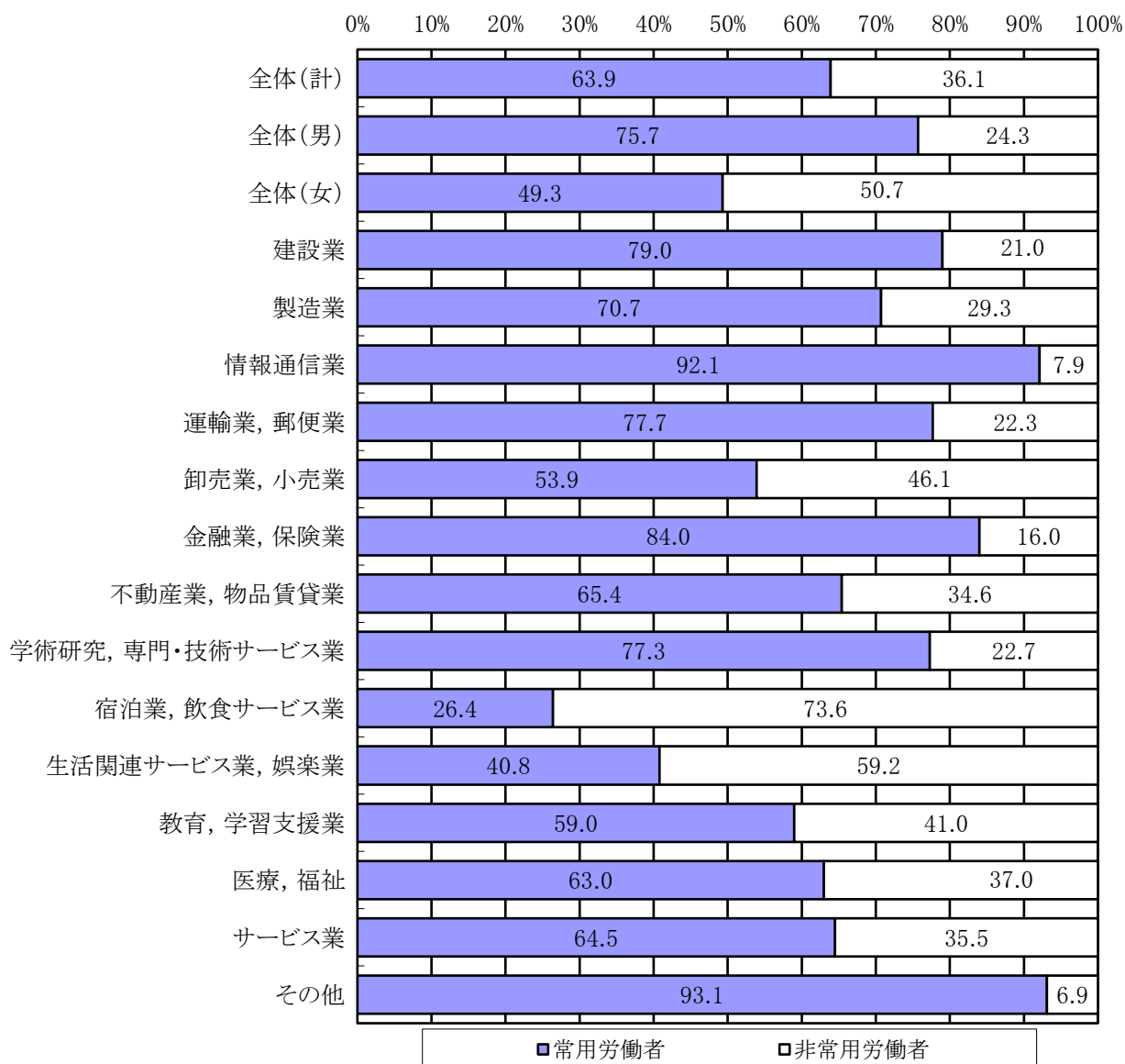
常用労働者は 63.9%，非常用労働者は 36.1%

調査事業所における労働者を雇用形態別に分類すると、その構成は常用労働者（正社員）の割合が 63.9%（前年 64.5%）、非常用労働者（常用労働者以外の者）は 36.1%（同 35.5%）となっている。

産業分類別では、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「建設業」の常用労働者の割合が、それぞれ 92.1%、84.0%、79.0%と高く、一方「宿泊業、飲食サービス業」では 26.4%と低くなっている。また、全体の男女別では、男性の常用労働者の割合は 75.7%で、女性は 49.3%と男女間にも差がみられる。

非常用労働者の内訳は、「嘱託・契約社員」10.4%、「パートタイム労働者」18.4%、「臨時・アルバイト」3.4%、「派遣労働者」2.6%、「その他」1.3%となっている。（図 1）

図 1 労働者の構成（N=32,309・労働者割合）



2 賃金

平均賃金は 325,658 円 (41.7 歳・13.0 年)

令和 2 年 7 月における平均賃金は、平均年齢 41.7 歳 (前年 41.3 歳)、平均勤続年数 13.0 年 (同 13.2 年) で 325,658 円 (同 348,810 円) であり、前年比 93.4% であった。

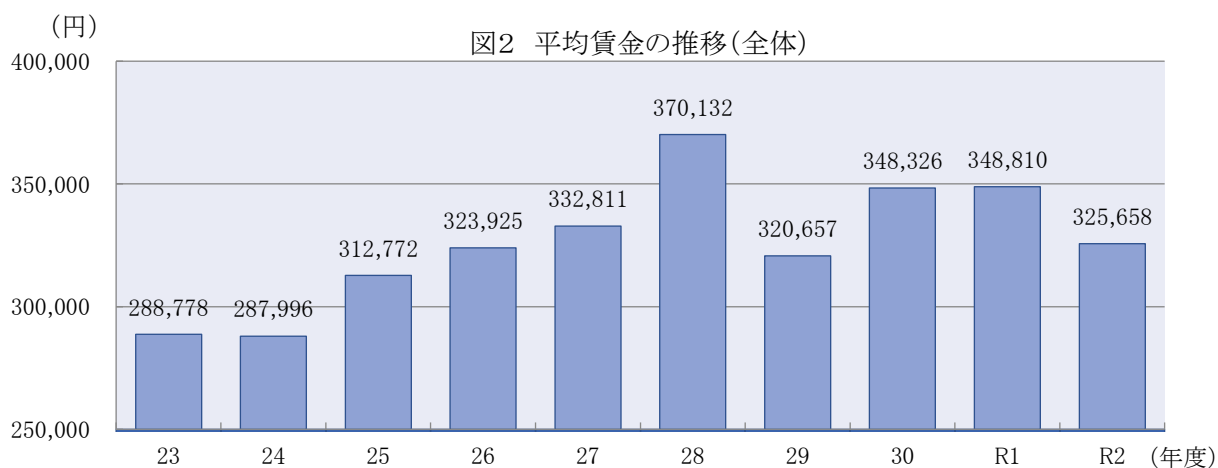
このうち「所定内賃金」294,728 円 (同 303,684 円) で、その内訳は「基本給」が 248,484 円 (同 257,070 円)、「諸手当」が 46,244 円 (同 46,614 円) となっている。また、「所定外賃金」は 30,930 円 (同 45,127 円) となっている。

男女別にみると、男性の平均賃金は、平均年齢 43.1 歳 (同 42.3 歳)、平均勤続年数 14.2 年 (同 14.3 年) で、357,419 円 (同 382,642 円) となっており、女性は平均年齢 40.1 歳 (同 39.2 歳)、平均勤続年数 10.8 年 (同 10.8 年) で、265,942 円 (同 273,417 円) となっている。(表 2、図 2)

表 2 平均賃金 (N=20,066 人)

(単位：円)

	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	所 定 内 賃 金			所定外賃金	平均賃金
			基 本 給	諸 手 当	所定内賃金 計	時間外・ 休日手当等	
計	41.7	13.0	248,484	46,244	294,728	30,930	325,658
男	43.1	14.2	266,895	54,348	321,243	36,176	357,419
女	40.1	10.8	214,284	30,433	244,717	21,226	265,942



平均賃金を産業別にみると、「教育、学習支援業」が423,374円と最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」が375,968円、「建設業」が373,010円となっている。

賃金の内訳を見ると、「運輸業、郵便業」、「教育、学習支援業」で「諸手当」の額がそれぞれ70,982円、65,096円と高くなっている。

また、「所定外賃金」は「運輸業、郵便業」が89,121円と高く、「教育、学習支援業」が8,903円と低くなっている。(表3)

表3 産業別平均賃金 (N=20,066人)

(単位：円)

産業分類	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	所定内賃金			所定外賃金 時間外・ 休日手当等	平均賃金
			基本給	諸手当	所定内賃金 計		
建設業	44.1	14.2	280,833	48,722	329,555	43,456	373,010
製造業	40.4	13.4	212,087	32,446	244,532	30,747	275,279
情報通信業	41.4	13.1	285,140	36,689	321,829	43,041	364,870
運輸業、郵便業	47.4	10.4	168,050	70,982	239,033	89,121	328,154
卸売業、小売業	42.3	17.6	289,590	52,720	342,310	21,370	363,681
金融業、保険業	36.9	13.5	290,572	28,981	319,554	23,089	342,643
不動産業、物品賃貸業	36.8	12.5	239,363	34,807	274,170	11,205	285,374
学術研究、専門・技術サービス業	42.0	14.0	300,346	41,733	342,079	33,889	375,968
宿泊業、飲食サービス業	40.3	8.6	182,445	45,825	228,270	21,996	250,266
生活関連サービス業、娯楽業	41.0	10.7	183,690	63,512	247,202	42,765	289,967
教育、学習支援業	47.4	14.7	349,375	65,096	414,472	8,903	423,374
医療、福祉	40.1	10.4	235,468	51,643	287,111	29,854	316,965
サービス業	40.3	10.7	222,990	32,150	255,140	22,508	277,648
その他	44.9	11.0	227,286	20,908	248,195	30,194	278,383

平均賃金を企業規模別にみると、「300人以上」で351,233円と最も高くなっている。(表4)

表4 企業規模別平均賃金 (N=20,066人)

(単位：円)

常用労働者の 規模分類	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	所定内賃金			所定外賃金 時間外・ 休日手当等	平均賃金
			基本給	諸手当	所定内賃金 計		
10～29人	44.9	13.0	225,669	42,458	268,128	39,837	307,965
30～99人	42.1	10.3	211,219	45,608	256,827	21,350	278,176
100～299人	41.4	13.4	237,745	45,607	283,351	28,326	311,677
300人以上	41.1	13.7	270,209	47,498	317,708	33,526	351,233

3 特別手当（賞与）

令和元年年末賞与の平均は 513,886 円

令和元年の年末賞与の支給状況をみると、全産業平均で 513,886 円（前年 556,945 円）となっており、これを産業別でみると、「教育，学習支援業」が最も高く 948,904 円（同 781,756 円），次いで「学術研究，専門・技術サービス業」が 803,783 円（同 779,231 円）となっている。

企業規模別では，企業規模「300 人以上」で高支給額となっており，「10～29 人」と「300 人以上」では 281,918 円（1.82 倍）の差となっている。（表 5，図 3）

令和 2 年夏季賞与の平均は 465,399 円

令和 2 年の夏季賞与の支給状況をみると，全産業平均で 465,399 円（前年 544,786 円）となっており，これを産業別でみると，「教育，学習支援業」が最も高く 837,397 円（同 710,642 円），次いで「建設業」が 711,991 円（同 689,905 円）となっている。

企業規模別では，企業規模「300 人以上」で最も高く 563,575 円，最も低いのは「30～99 人以下」で 309,741 円。（表 5，図 4）

表 5 年末及び夏季賞与（年末N=17,203 人，夏季N=17,006 人）

（単位：円）

		令和元年年末賞与	令和 2 年夏季賞与
全 体		513,886	465,399
産 業 分 類	建 設 業	616,367	711,991
	製 造 業	402,069	387,641
	情 報 通 信 業	679,594	697,484
	運輸業，郵便業	259,415	253,694
	卸売業，小売業	561,725	493,600
	金融業，保険業	623,318	570,985
	不動産業，物品賃貸業	589,388	430,880
	学術研究，専門・技術サービス業	803,783	579,141
	宿泊業，飲食サービス業	194,246	171,060
	生活関連サービス業，娯楽業	174,377	145,455
	教育，学習支援業	948,904	837,397
	医療，福祉	444,228	362,628
	サービス業	424,772	384,567
	そ の 他	423,596	390,859
規 模 分 類	10～29 人	342,806	356,322
	30～99 人	343,420	309,741
	100～299 人	449,317	387,832
	300 人以上	624,724	563,575

図3 年末賞与の推移(全体)

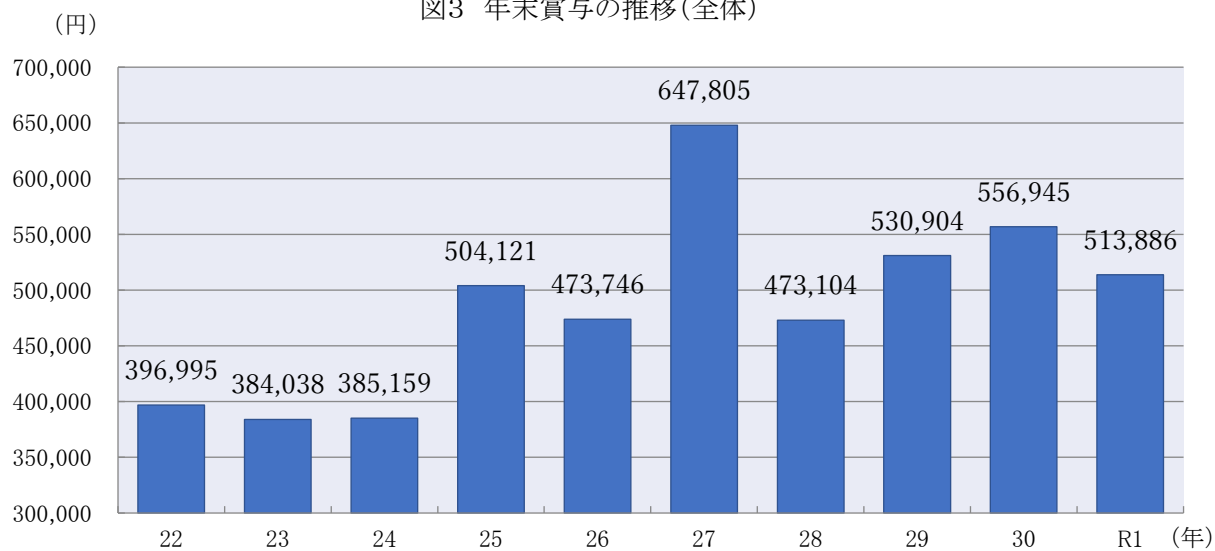
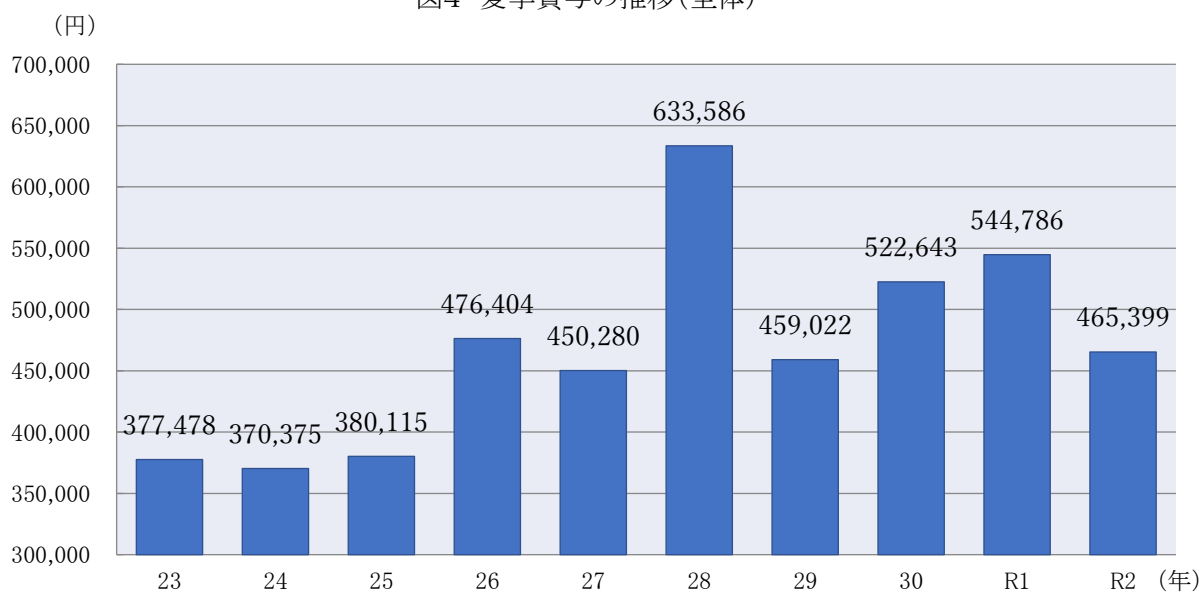


図4 夏季賞与の推移(全体)



4 常用労働者（正社員）の給与の支給形態

月給制 94.9%，年俸制 8.2%

常用労働者（正社員）の給与の支給形態について調査した結果、「月給制」という回答が94.9%（前年97.1%）で最も多かった。次いで、「年俸制」が8.2%（同6.5%）となっている。

産業別の支給形態の特徴としては、「日給制」を採用している割合が「建設業」で20.6%（同18.6%）、「年俸制」を採用している割合が「情報通信業」で14.3%（同11.1%）と他の業種よりも高くなっている。また、「出来高払制」については、「不動産業、物品賃貸業」が18.2%（同0.0%）と他の業種よりも高くなっている。（表6）

表6 常用労働者（正社員）の給与の支給形態（N=586・複数回答）

（単位：%）

		時間給制	日給制	月給制	年俸制	出来高払制
全 体		6.3	7.3	94.9	8.2	1.7
産 業 分 類	建 設 業	5.9	20.6	88.2	7.4	0.0
	製 造 業	23.8	12.7	93.7	4.8	1.6
	情 報 通 信 業	0.0	0.0	85.7	14.3	0.0
	運輸業，郵便業	13.9	16.7	94.4	8.3	11.1
	卸売業，小売業	5.0	2.5	96.6	7.6	0.8
	金融業，保険業	0.0	0.0	100.0	0.0	5.9
	不動産業，物品賃貸業	0.0	0.0	100.0	0.0	18.2
	学術研究，専門・技術サービス業	3.2	3.2	96.8	9.7	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	0.0	0.0	100.0	7.4	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	0.0	16.7	91.7	8.3	0.0
	教育，学習支援業	0.0	4.3	91.3	13.0	0.0
	医 療，福 祉	3.1	2.1	95.8	10.4	1.0
	サ ー ビ ス 業	4.8	6.5	96.8	11.3	0.0
	そ の 他	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10～29 人	12.5	10.3	91.9	9.6	2.9
	30～99 人	7.0	10.9	94.5	5.5	2.3
	100～299 人	3.3	7.3	95.9	3.3	1.6
	300 人以上	3.5	3.0	96.5	12.1	0.5

※ 月給制には、日給月給制を含む。

5 基本給の決定要素

職務・職種など仕事の内容 73.8%，職務遂行能力 71.6%

常用労働者（正社員）の基本給を決定する要素としては、「職務・職種など仕事の内容」の73.8%（前年67.0%）が最も高く、次いで「職務遂行能力」が71.6%（同73.4%）となっており、従来の日本型賃金において重視された「年齢，勤続年数」は56.9%（同61.2%）となっている。

なお、「業績，成果」については、47.9%（同44.8%）となっている。

産業分類別では、「医療，福祉」において「職務・職種など仕事の内容」が88.5%（同73.5%），「金融業，保険業」において「職務遂行能力」が94.1%（同94.7%）と高い割合を示している。

また、「学歴」は「医療，福祉」で、「年齢，勤続年数」は「教育，学習支援業」で高い割合を示している。（表7）

表7 常用労働者（正社員）の基本給の決定要素（N=587・複数回答）

（単位：%）

		職務・職種など 仕事の内容	職務遂行能力	業績，成果	学 歴	年 齢， 勤続年数
全 体		73.8	71.6	47.9	32.4	56.9
産 業 分 類	建設業	64.7	86.8	48.5	14.7	54.4
	製造業	73.0	76.2	46.0	30.2	55.6
	情報通信業	28.6	57.1	85.7	28.6	28.6
	運輸業，郵便業	77.8	55.6	36.1	13.9	38.9
	卸売業，小売業	78.2	68.1	58.8	31.1	53.8
	金融業，保険業	88.2	94.1	64.7	41.2	47.1
	不動産業，物品賃貸業	63.6	81.8	81.8	45.5	63.6
	学術研究，専門・技術サービス業	61.3	80.6	51.6	48.4	67.7
	宿泊業，飲食サービス業	77.8	77.8	63.0	18.5	51.9
	生活関連サービス業，娯楽業	87.5	50.0	37.5	12.5	29.2
	教育，学習支援業	73.9	52.2	34.8	43.5	78.3
	医療，福祉	88.5	68.8	38.5	54.2	66.7
サービス業	52.4	73.0	36.5	28.6	65.1	
その他	100.0	50.0	0.0	100.0	100.0	
規 模 分 類	10～29人	78.7	67.6	47.1	15.4	53.7
	30～99人	78.1	69.5	43.0	27.3	53.1
	100～299人	76.4	82.1	49.6	41.5	65.9
	300人以上	66.0	69.0	50.5	41.5	56.0

6 初任給

「短大、専修、高専卒」「高卒」で前年を上回る

令和2年4月における新規学卒者の初任給は、全産業平均で「高校卒」が162,390円(前年162,041円)、「短大、専修、高専卒」が191,231円(同179,651円)、「大学卒」が207,293円(同209,573円)となっている。

前年との比較では、令和2年度は「高校卒」と「短大、専修、高専卒」では上昇し、「大学卒」は減少している。

男女別に初任給を見ると、男性は「高校卒」167,237円、「短大、専修、高専卒」191,046円、「大学卒」212,160円、女性は「高校卒」155,589円、「短大、専修、高専卒」191,366円、「大学卒」202,250円となった。

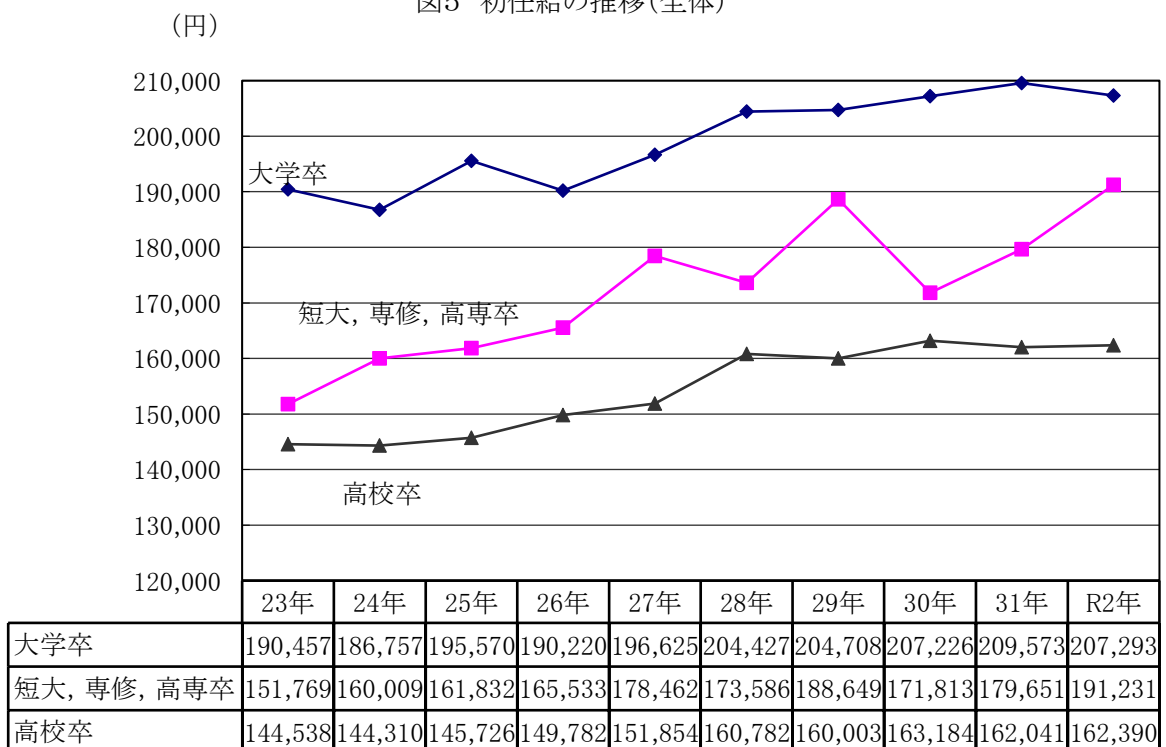
男女差は「高校卒」で11,648円(同12,638円)、「大学卒」で9,910円(同2,972円)男性が高くなっている。一方、「短大、専修、高専卒」では、前年は男性が1,612円高かったが、今年は320円女性が高くなっている。(表8、図5)

表8 令和2年度新規学卒者の初任給 (N=184)

(単位:人,円)

	高校卒		短大、専修、高専卒		大学卒	
	採用人員	平均初任給	採用人員	平均初任給	採用人員	平均初任給
計	161	162,390	107	191,231	279	207,293
男	94	167,237	45	191,046	142	212,160
女	67	155,589	62	191,366	137	202,250

図5 初任給の推移(全体)



7 退職金

退職金制度がある事業所の割合は 87.5%

退職金制度の有無について調査した結果、「退職金制度あり」と回答した事業所の割合は 87.5% (前年 90.2%) であった。

産業別では、「金融業、保険業」が 100% となっている。

「退職金制度あり」と回答した事業所の支払準備形態では、「社内準備」が 47.2% (同 41.9%)、「中小企業退職金共済制度」が 24.1% (同 27.8%)、「確定拠出年金」が 21.7% (同 18.8%)、「確定給付企業年金」が 17.9% (同 20.5%)、「厚生年金基金」が 7.2% (同 5.9%)、「特定退職金制度」が 3.9% (同 4.1%) となっている。(表 9)

表 9 退職金の支払準備形態 (N=585・複数回答)

(単位:%)

		制度なし	制度あり							
			社内準備	中退共	厚生年金 基 金	特定退職 金制度	確定拠出 年 金	確定給付 企業年金	その他	
全	体	12.5	87.5	47.2	24.1	7.2	3.9	21.7	17.9	8.0
産 業 分 類	建 設 業	4.4	95.6	50.0	47.1	4.4	7.4	16.2	22.1	5.9
	製 造 業	17.5	82.5	44.4	46.0	1.6	0.0	7.9	14.3	0.0
	情 報 通 信 業	28.6	71.4	57.1	14.3	14.3	0.0	42.9	14.3	0.0
	運輸業、郵便業	30.6	69.4	36.1	25.0	5.6	0.0	16.7	11.1	0.0
	卸売業、小売業	5.1	94.9	59.8	10.3	17.9	0.0	54.7	32.5	0.0
	金融業、保険業	0.0	100.0	58.8	0.0	29.4	0.0	47.1	82.4	0.0
	不動産業、物品賃貸業	9.1	90.9	27.3	36.4	0.0	0.0	18.2	9.1	9.1
	学術研究、専門・技術サービス業	6.5	93.5	41.9	35.5	0.0	0.0	29.0	32.3	9.7
	宿泊業、飲食サービス業	44.4	55.6	22.2	7.4	11.1	0.0	14.8	3.7	3.7
	生活関連サービス業、娯楽業	41.7	58.3	37.5	8.3	4.2	0.0	12.5	4.2	4.2
	教育、学習支援業	8.7	91.3	69.6	4.3	0.0	4.3	4.3	4.3	21.7
	医療、福祉	8.3	91.7	26.0	22.9	4.2	7.3	5.2	2.1	32.3
サービス業	7.9	92.1	69.8	23.8	1.6	14.3	9.5	12.7	1.6	
そ の 他	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10~29 人	20.0	80.0	40.0	43.0	1.5	5.2	3.7	4.4	5.2
	30~99 人	18.8	81.3	41.4	30.5	7.0	0.8	11.7	1.6	10.9
	100~299 人	6.6	93.4	48.4	27.0	7.4	8.2	13.1	26.2	12.3
	300 人以上	7.0	93.0	55.0	5.5	11.0	2.5	45.5	32.5	5.5

8 嘱託、契約社員の賃金

1時間あたりの平均賃金は1,456円

「嘱託、契約社員」とは、明確に定義できるものではないが、本調査では、期間を定めた労働契約により「常用労働者（正社員）」に準じた労働条件で主に専門的な業務に従事する労働者とする。

嘱託、契約社員の1時間あたりの平均賃金は、全体が1,456円（前年1,257円）で、男女別では、男性が1,611円（同1,367円）、女性が1,280円（同1,113円）となっており、その差は331円となっている。

産業別に見ると、平均賃金が高い業種は「教育、学習支援業」の2,971円（同1,962円）で、次いで「情報通信業」が2,156円（同1,884円）となっている。一方、低い業種は「宿泊業、飲食サービス業」の980円（同1,140円）となっている。（表10、図6）

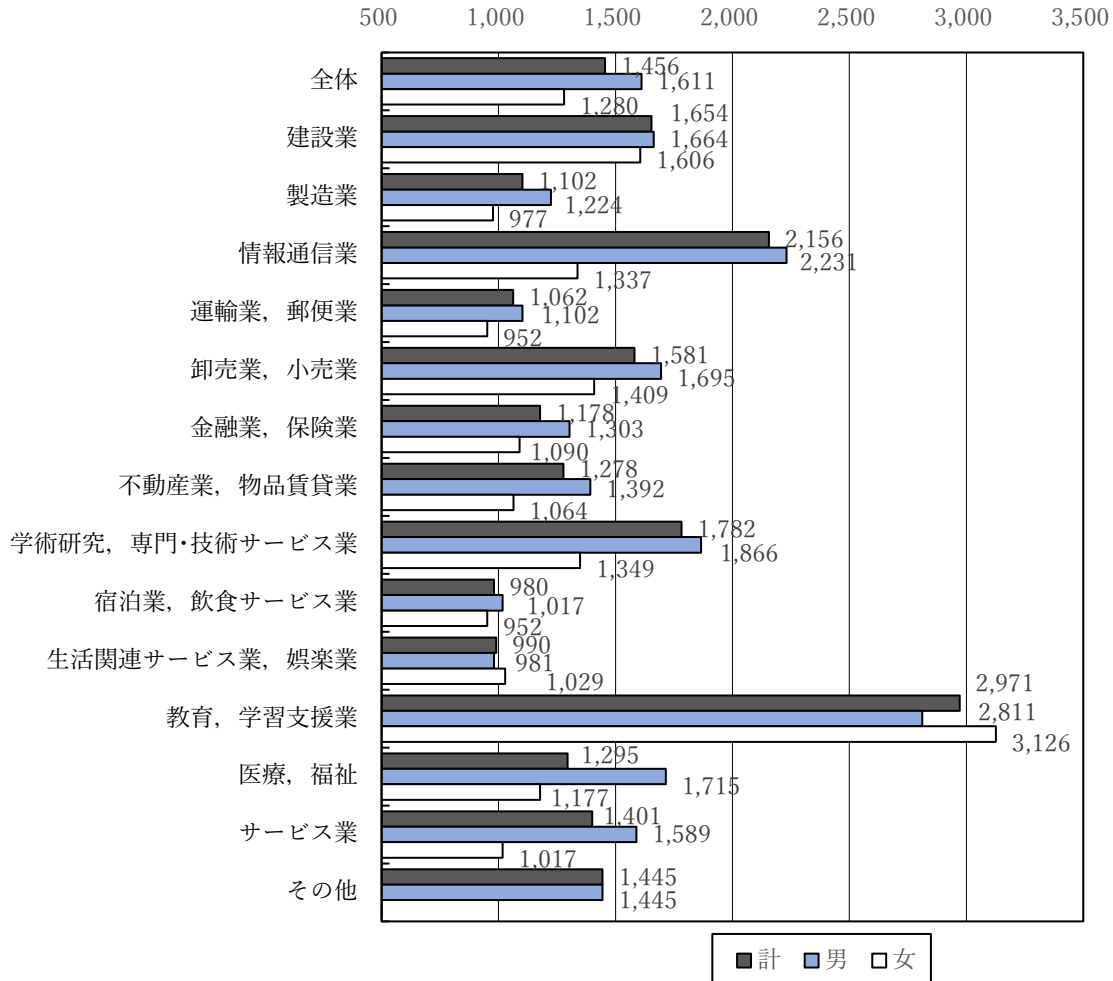
表10 嘱託、契約社員の平均時間給（合計N=412・事業所割合）

（単位：％，円）

	800円未満	800～999円	1,000～1,199円	1,200～1,399円	1,400円以上	平均時間給
計	0.5	25.7	28.4	15.0	30.3	1,456
男	0.0	21.2	22.9	16.1	39.8	1,611
女	1.1	31.8	35.8	13.6	17.6	1,280

図6 産業別嘱託、契約社員の平均賃金

（円）



9 パートタイム労働者の賃金

1時間あたりの平均賃金は1,004円

「パートタイム労働者」とは、「常用労働者（正社員）」よりも所定労働時間が短い労働者を指す。近年、雇用形態が多様化するなかで、今回の調査では全労働者の18.4%（前年15.3%）を占めている。

パートタイム労働者の1時間あたりの平均賃金は、全体で1,004円（同1,151円）となっている。男女別では、男性が1,068円（同1,649円）、女性が985円（同993円）となり、男女差は83円（同656円）となった。（図7、図8）

図7 パートタイム労働者の平均賃金(N=516)

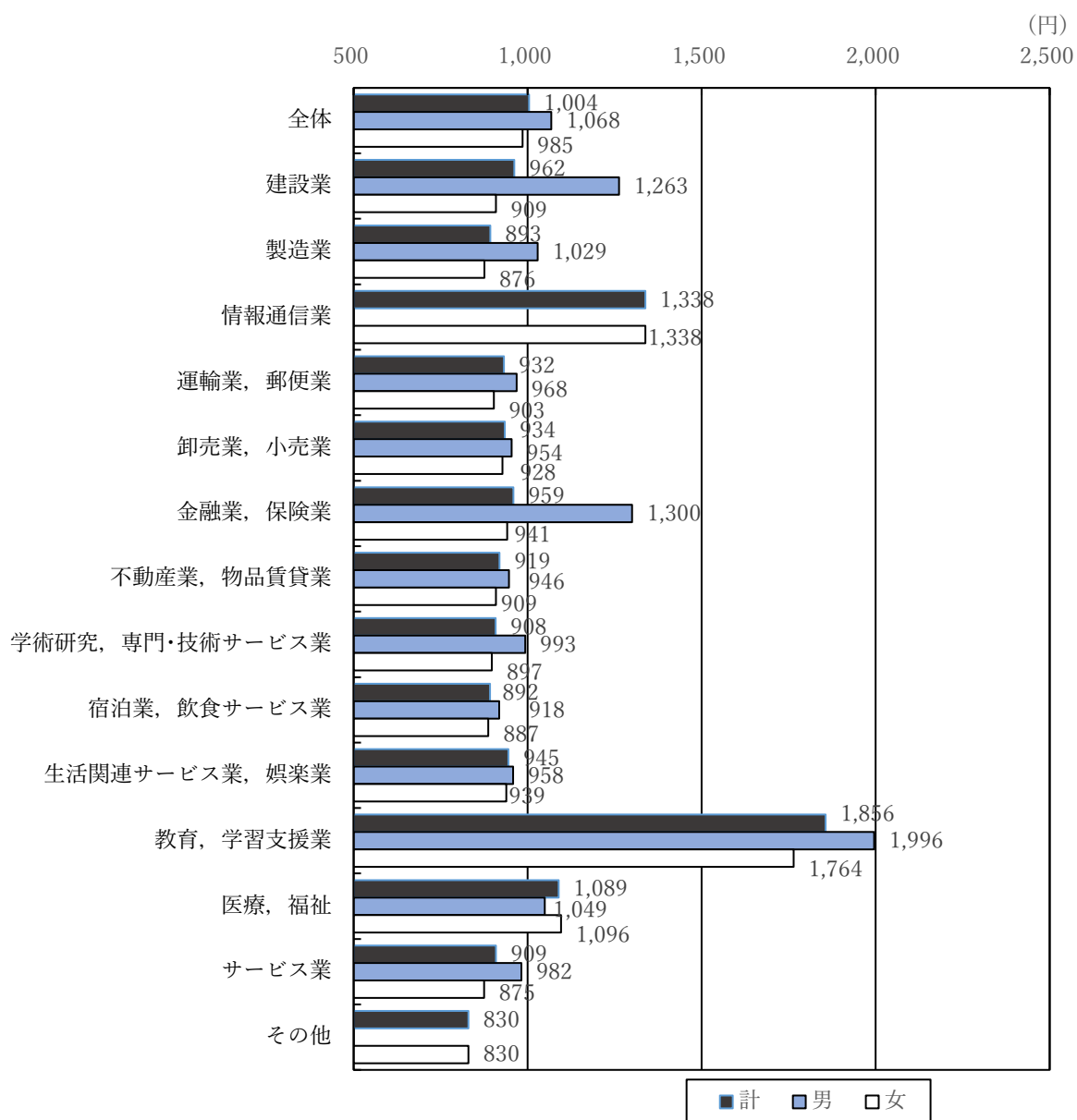
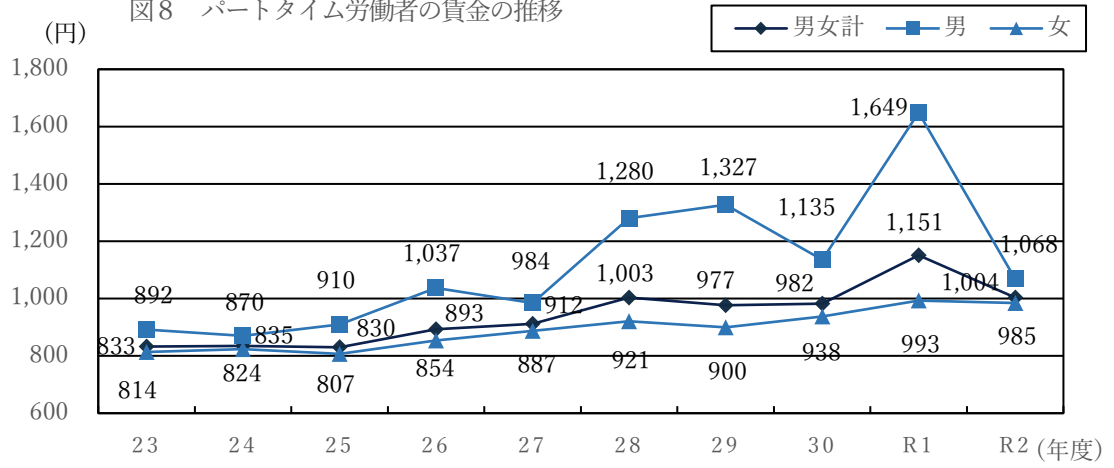


図8 パートタイム労働者の賃金の推移



10 労働時間

(1) 1日の所定労働時間

常用労働者（正社員）7時間49分，パートタイム労働者5時間41分

常用労働者（正社員）の1日の所定労働時間は、平均7時間49分（前年7時間48分）となっている。1日8時間としている事業所は全体の53.2%である。（図9）

パートタイム労働者の1日の所定労働時間は、平均5時間41分（同5時間44分）となっている。（図10）

図9 1日の所定労働時間
常用労働者(正社員)
(N=571・事業所割合)

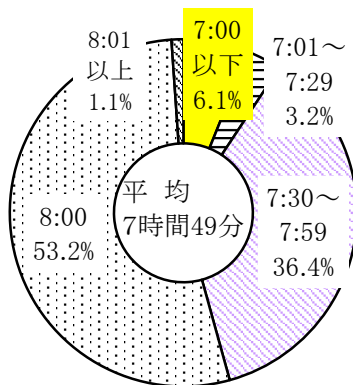
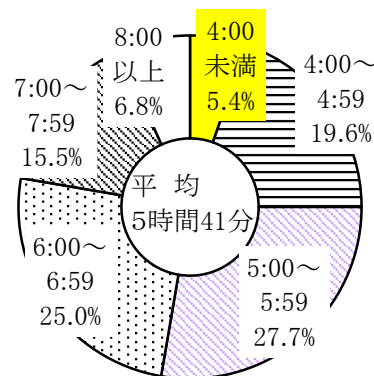


図10 1日の所定労働時間
パートタイム労働者
(N=336・事業所割合)



(2) 1週の所定労働時間

常用労働者（正社員）39時間13分，パートタイム労働者26時間09分

常用労働者（正社員）の1週の所定労働時間は、平均39時間13分（前年38時間58分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の54.3%である。（図11）

また、パートタイム労働者の1週の所定労働時間は、平均26時間09分（同26時間30分）となっている。（図12）

図11 1週の所定労働時間
 常用労働者(正社員)
 (N=560・事業所割合)

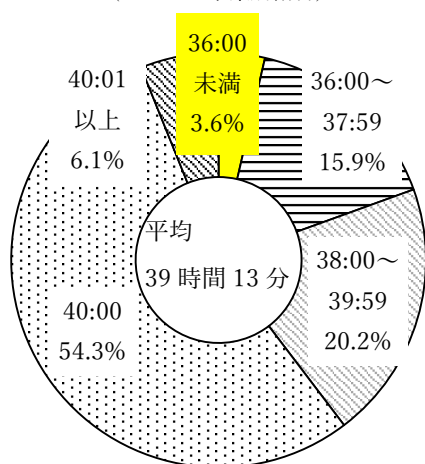
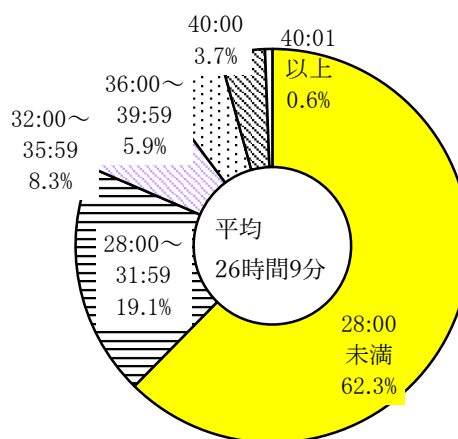


図12 1週の所定労働時間
 パートタイム労働者
 (N=324・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

常用労働者(正社員) 11時間55分, パートタイム労働者5時間54分

常用労働者(正社員)の1か月の所定外労働時間の平均は11時間55分(前年16時間45分)となっている。(図13)

産業別では、「情報通信業」が最も長く33時間3分となっている。一方、「不動産業,物品賃貸業」では4時間10分と短くなっている。(図15)

パートタイム労働者の1か月の所定外労働時間は、平均5時間54分(同6時間29分)となっている。(図14)

図13 1か月の所定外労働時間
 常用労働者(正社員)
 (N=480・事業所割合)

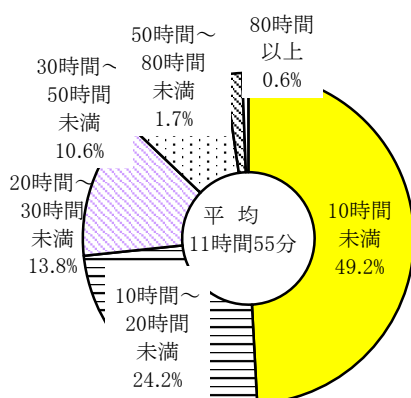


図14 1か月の所定外労働時間
 (パートタイム労働者)
 (N=145・事業所割合)

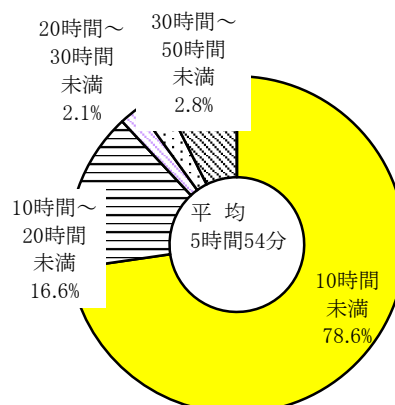
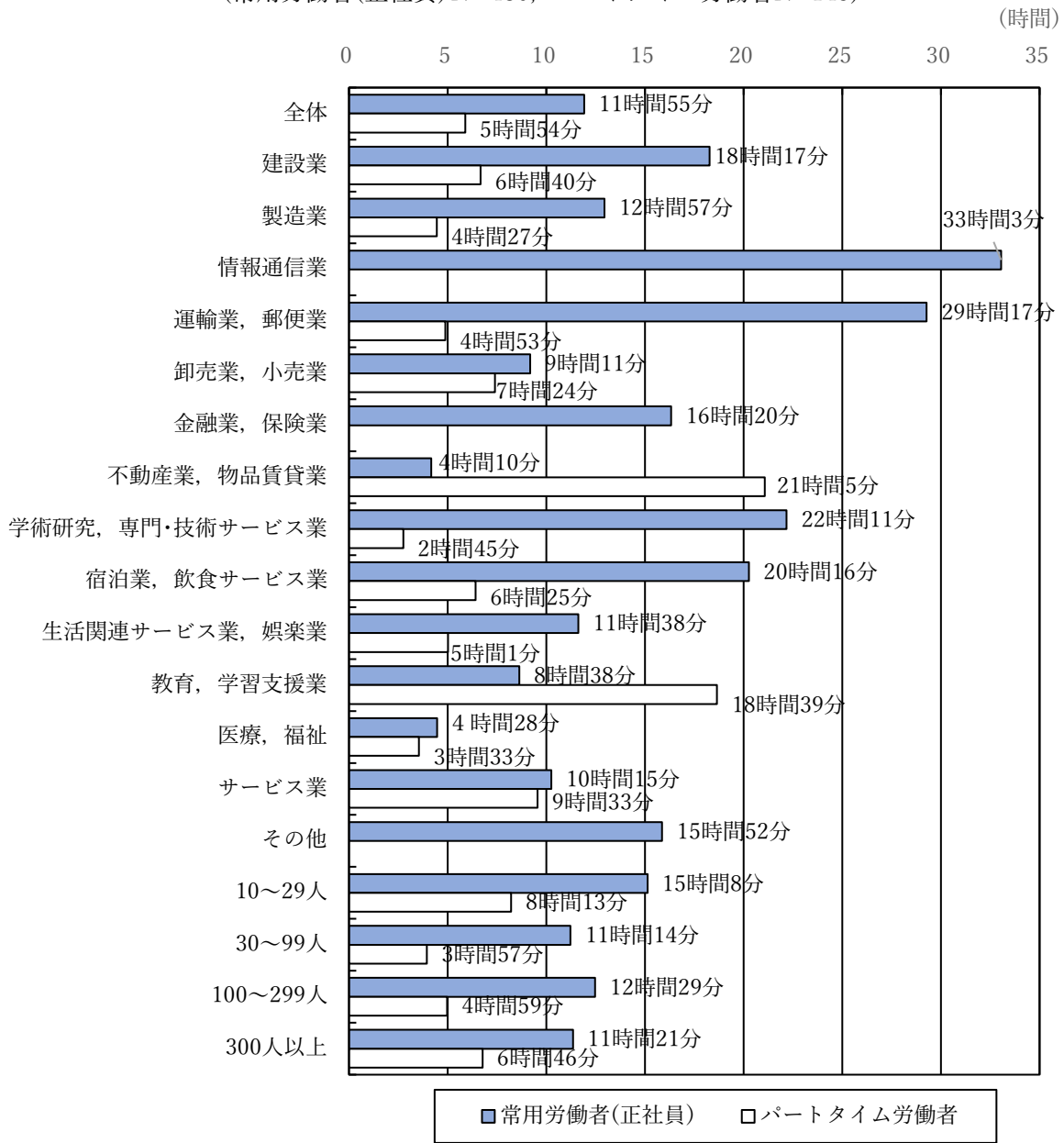


図15 1か月の所定外労働時間
 (常用労働者(正社員)N=480, パートタイム労働者N=145)



1 1 変形労働時間制

1年単位の変形労働時間制 48.4%，裁量労働制 1.6%

変形労働時間制等について調査したところ、「1年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の48.4%（前年49.0%）、「1か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は40.9%（同41.3%）、「フレックスタイム制」を実施している事業所は10.4%（同11.5%）、「裁量労働制」を実施している事業所は1.6%（同2.9%）であった。

また、「事業場外労働のみなし労働時間制」を実施している事業所は4.8%（同8.0%）であった。

「不動産業、物品賃貸業」「製造業」では、「1年単位の変形労働時間制」を採用している割合が高く、「医療、福祉」では、「1か月単位の変形労働時間制」を、「サービス業」では「フレックスタイム制」を、「情報通信業」では、「裁量労働制」を、「学術研究、専門・技術サービス業」では「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用する事業所の割合が高い。（表1 1）

表 1 1 変形労働時間制の実施状況（N=578・複数回答）

（単位：％）

		1年単位の 変形労働時間制	1か月単位の 変形労働時間制	1週間単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	裁量労働制	事業場外労働のみなし 労働時間制
全 体		48.4	40.9	2.7	10.4	1.6	4.8
産 業 分 類	建設業	64.6	18.8	2.1	12.5	0.0	6.3
	製造業	81.4	16.3	2.3	7.0	0.0	7.0
	情報通信業	50.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
	運輸業、郵便業	64.0	32.0	0.0	4.0	0.0	0.0
	卸売業、小売業	52.1	34.2	1.4	11.0	1.4	6.8
	金融業、保険業	0.0	66.7	0.0	16.7	0.0	16.7
	不動産業、物品賃貸業	87.5	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	23.5	35.3	5.9	29.4	5.9	23.5
	宿泊業、飲食サービス業	38.1	47.6	19.0	0.0	0.0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	46.7	53.3	6.7	0.0	6.7	0.0
	教育、学習支援業	57.1	28.6	0.0	14.3	14.3	0.0
	医療、福祉	19.7	77.3	1.5	0.0	0.0	0.0
	サービス業	34.4	53.1	0.0	31.3	0.0	6.3
	その他	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10～29人	71.1	25.0	2.6	2.6	0.0	2.6
	30～99人	50.0	44.2	2.3	3.5	0.0	4.7
	100～299人	45.5	43.2	3.4	5.7	1.1	6.8
	300人以上	35.5	46.8	2.4	23.4	4.0	4.8

1 2 週休制度

完全週休2日制以上 62.2%，隔週又は月2回の週休2日制 16.7%

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制以上」を実施している事業所の割合が62.2%（前年64.6%）と最も多く、次いで「隔週又は月2回の週休2日制」が16.7%（同15.0%）となっている。

産業別では、「金融業，保険業」は「完全週休2日制以上」が100%の導入率となっている。

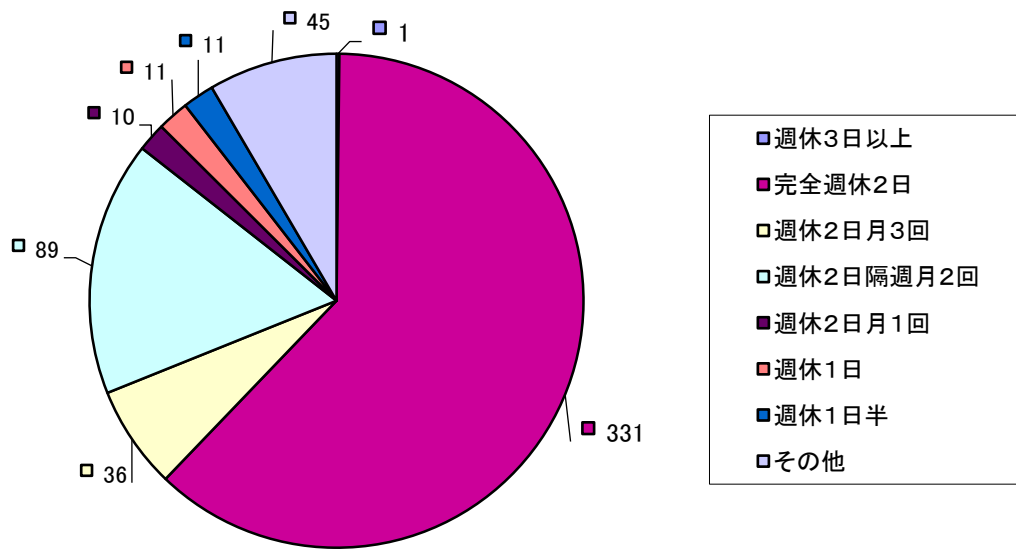
企業規模別では、300人以上で「完全週休2日制以上」の導入率が最も高く、30～99人で最も低くなっている。（表12，図16）

表12 週休制の実施形態（N=579・事業所割合）

（単位%）

	採用なし	採用あり	完全週休 2日以上	週休 1日制	週休1 日半制	その他	週休2日制			
							月3回	隔週又は 月2回	月1回	
全 体	7.3	92.7	62.2	2.1	2.1	8.4	6.7	16.7	1.9	
産 業 分 類	建設業	0.5	11.1	43.8	3.1	1.6	4.7	7.8	35.9	3.1
	製造業	0.7	9.7	44.6	1.8	1.8	14.3	16.1	17.9	3.6
	情報通信業	0.0	1.2	85.7	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
	運輸業，郵便業	0.7	5.5	40.6	6.3	3.1	12.5	6.3	28.1	3.1
	卸売業，小売業	1.2	19.2	65.8	0.9	1.8	8.1	6.3	16.2	0.9
	金融業，保険業	0.0	2.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	0.0	1.9	36.4	0.0	0.0	9.1	18.2	36.4	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	0.0	5.2	86.7	0.0	3.3	0.0	10.0	0.0	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	0.3	4.3	45.8	0.0	4.2	4.2	0.0	29.2	16.7
	生活関連サービス業，娯楽業	0.7	3.3	47.4	0.0	5.3	5.3	10.5	31.6	0.0
	教育，学習支援業	0.0	4.0	86.4	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	0.0
	医療，福祉	2.2	14.2	67.9	2.5	2.5	18.5	2.5	6.2	0.0
	サービス業	0.7	10.4	78.3	5.0	1.7	5.0	3.3	6.7	0.0
そ の 他	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	1.4	21.2	49.2	3.3	3.3	6.6	8.2	25.4	4.1
	30～99人	1.7	19.9	47.8	2.6	4.3	13.9	7.0	22.6	1.7
	100～299人	1.2	20.0	65.2	1.7	1.7	5.2	9.6	16.5	0.0
	300人以上	2.9	31.6	78.0	1.1	0.0	8.2	3.8	7.1	1.6

図16 週休制の実施形態 (N = 579 ・ 単位：事業所)



1 3 年次有給休暇制度

年次有給休暇の平均取得日数（率）は 9.1 日（31.2%）

令和元年度（1年間）の常用労働者（正社員）の年次有給休暇の平均取得日数は、9.1日（前年8.5日）で、平均取得率は、31.2%（同29.2%）となっている。

取得率では、「情報通信業」が43.2%（同34.0%）と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が38.6%（同35.6%）となっている。

パートタイム労働者の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は18.9日（前年19.7日）、8.5日（同8.2日）、45.0%（同41.7%）となっている。（表13）

表13 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N=538、パートタイム労働者N=294）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
全 体		29.1	9.1	31.2	18.9	8.5	45.0
産 業 分 類	建設業	26.9	8.4	31.3	17.2	8.6	49.7
	製造業	26.6	9.9	37.2	23.2	11.3	48.8
	情報通信業	32.7	14.1	43.2	22.5	14.0	62.2
	運輸業，郵便業	27.8	8.6	31.1	17.6	6.7	38.3
	卸売業，小売業	31.8	8.7	27.3	21.2	9.8	46.0
	金融業，保険業	32.4	10.4	32.0	24.3	10.7	43.8
	不動産業，物品賃貸業	26.4	10.2	38.6	16.0	10.0	62.5
	学術研究，専門・技術サービス業	29.7	10.7	35.9	20.9	11.3	54.1
	宿泊業，飲食サービス業	28.4	7.3	25.6	18.1	6.6	36.2
	生活関連サービス業，娯楽業	29.1	6.3	21.8	14.4	6.0	41.6
	教育，学習支援業	27.5	8.3	30.1	13.9	6.5	46.4
	医療，福祉	28.8	9.0	31.3	17.7	7.7	43.5
	サービス業	29.4	9.7	32.9	18.2	8.4	45.9
そ の 他	26.5	11.0	41.5	28.0	6.0	21.4	
規 模 分 類	10～29人	24.9	8.9	35.5	16.7	7.6	45.7
	30～99人	27.3	8.6	31.6	16.9	8.2	48.4
	100～299人	30.9	9.4	30.6	20.1	9.4	47.0
	300人以上	31.6	9.2	29.1	20.8	8.6	41.2

1.4 多様な休暇制度

妻が出産した場合の夫の休暇：59.8%は有給休暇，14.1%は無給休暇

従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

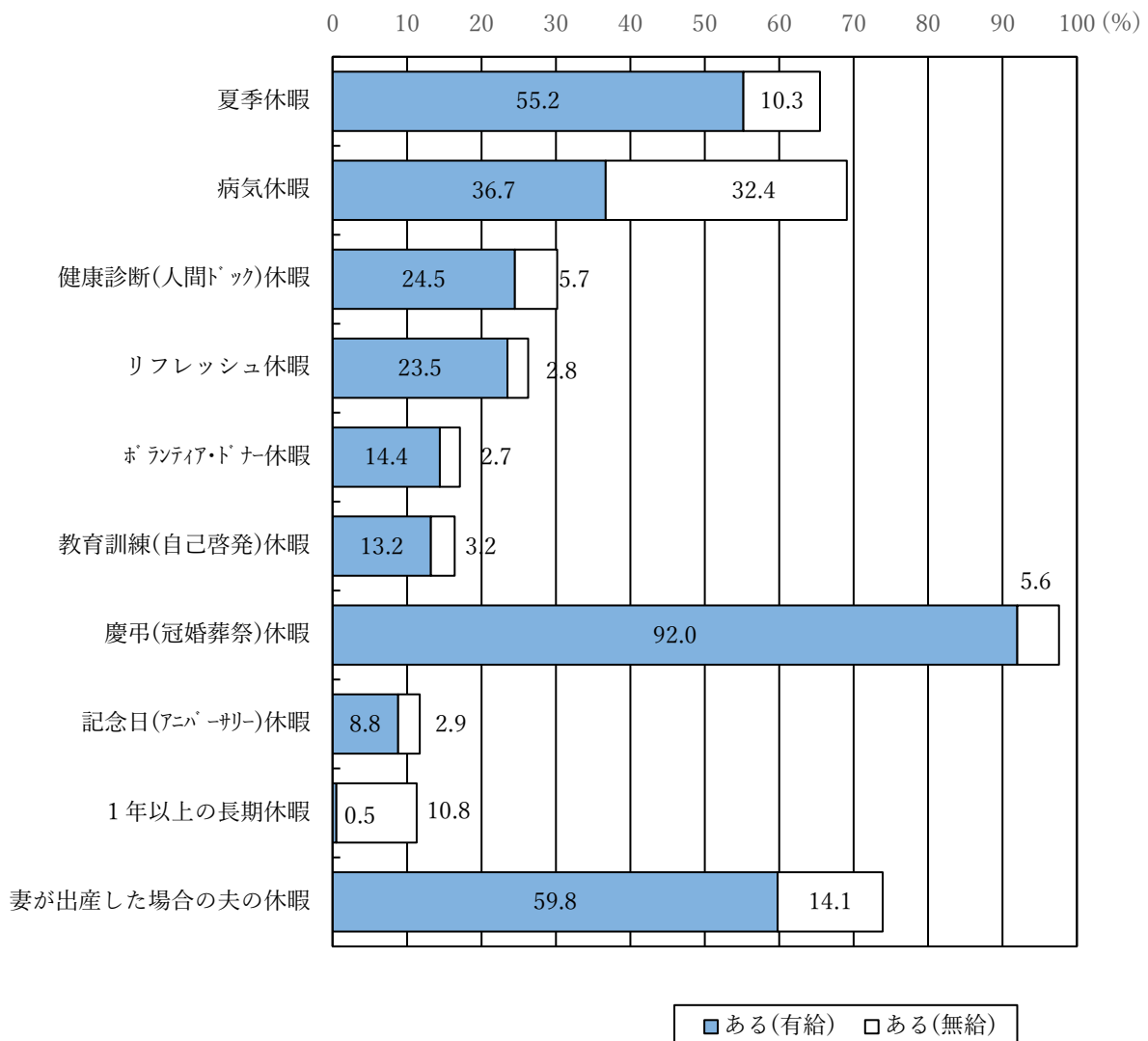
「リフレッシュ休暇」は、26.3%で導入している。

「夏季休暇」は、65.5%で導入しており、有給としている割合は55.2%となっている。

「病気休暇」は、69.1%で導入しており、有給としている割合は36.7%となっている。

一方、健康診断休暇のない事業所の割合は69.8%となっている。（図17）

図17 多様な休暇制度



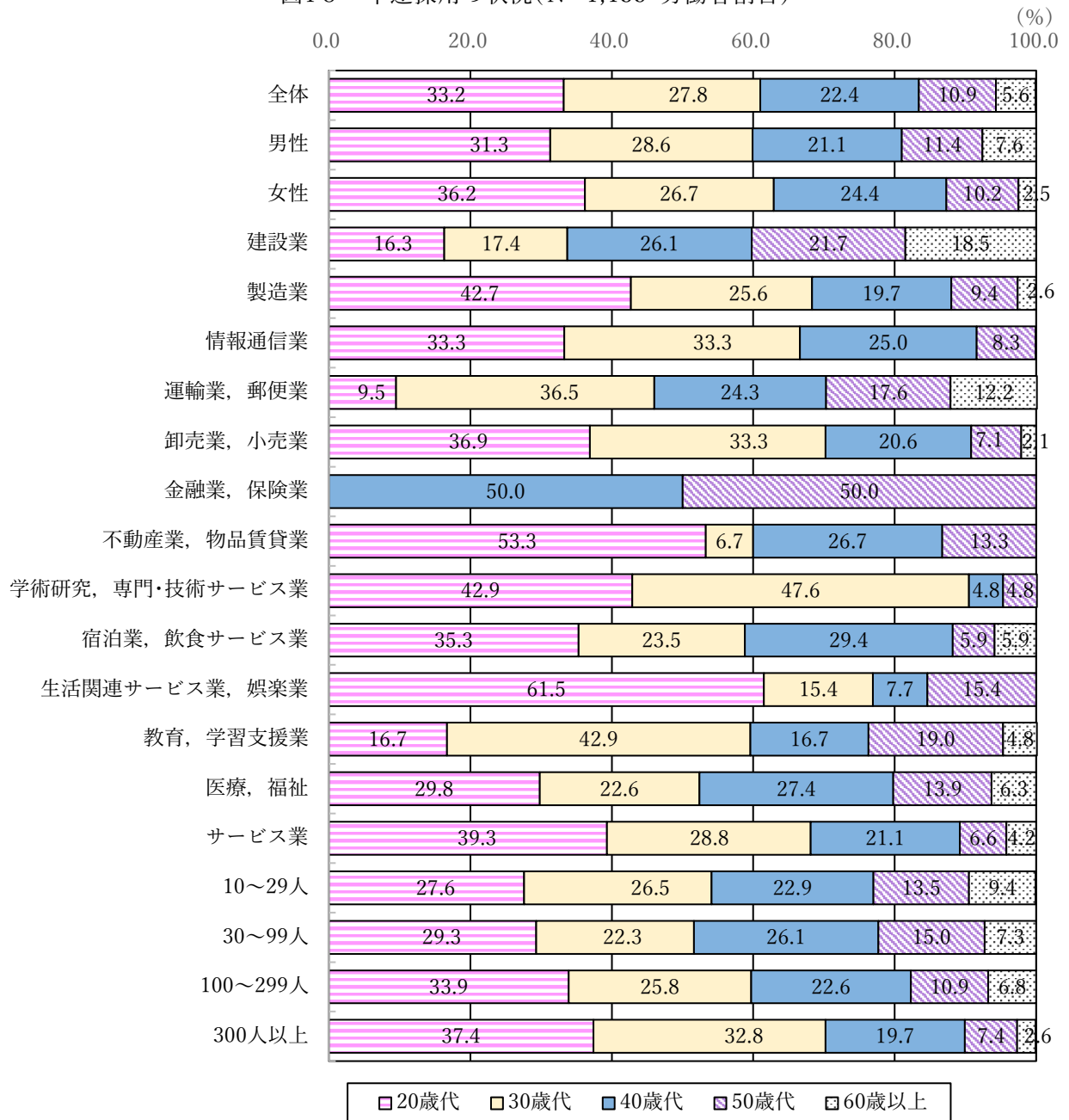
15 中途採用

40歳代以上の中途採用者は38.9%

令和元年度(1年間)に正社員として中途採用した従業員を年代別にみると、20歳代が33.2%、30歳代が27.8%、40歳代が22.4%、50歳代が10.9%、60歳以上が5.6%となっている。中途採用を実施した事業所の割合は45.5%(前年44.5%)となっている。

1事業所あたりの平均中途採用人員では、「サービス業」が13.1人、次いで「情報通信業」が6.0人と多い。「金融業、保険業」では、50歳代以上の採用割合が高いが、「学術研究、専門・技術サービス業」については、50歳代以上の採用割合が低い。(図18)

図18 中途採用の状況(N=1,135・労働者割合)



16 定年制度

定年制度がある事業所は97.9%

定年制度があるとした事業所は97.9%（前年97.4%）であった。

定年年齢では、60歳が72.5%、65歳未満が8.1%、65歳以上が19.5%となっている。

産業別では、「教育、学習支援業」で「65歳以上」の割合が40.9%と高くなっている。

（表14）

表14 定年制度と定年年齢

		定年制度(N=582)									
		なし		あり		定年年齢					
						60歳		61～64歳		65歳以上	
		事業 所数	構成 比 (%)	事業 所数	構成 比 (%)	事業 所数	構成 比 (%)	事業 所数	構成 比 (%)	事業 所数	構成 比 (%)
全 体		12	2.1	570	97.9	413	72.5	46	8.1	111	19.5
産 業 分 類	建 設 業	2	3.0	65	97.0	38	58.5	12	18.5	15	23.1
	製 造 業	2	3.3	59	96.7	48	81.4	4	6.8	7	11.9
	情 報 通 信 業	0	0.0	7	100.0	6	85.7	1	14.3	0	0.0
	運輸業，郵便業	1	2.8	35	97.2	22	62.9	6	17.1	7	20.0
	卸売業，小売業	2	1.7	116	98.3	87	75.0	3	2.6	26	22.4
	金融業，保険業	0	0.0	16	100.0	16	100.0	0	0.0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	0	0.0	11	100.0	10	90.9	1	9.1	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	1	3.2	30	96.8	23	76.7	3	10.0	4	13.3
	宿泊業，飲食サービス業	2	7.7	24	92.3	15	62.5	2	8.3	7	29.2
	生活関連サービス業，娯楽業	0	0.0	24	100.0	19	79.2	2	8.3	3	12.5
	教育，学習支援業	1	4.3	22	95.7	13	59.1	0	0.0	9	40.9
	医療，福祉	1	1.0	95	99.0	65	68.4	8	8.4	22	23.2
	サービス業	0	0.0	64	100.0	49	76.6	4	6.3	11	17.2
そ の 他	0	0.0	2	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	10	7.5	124	92.5	75	60.5	13	10.5	36	29.0
	30～99人	2	1.6	125	98.4	86	68.8	17	13.6	22	17.6
	100～299人	0	0.0	122	100.0	103	84.4	5	4.1	14	11.5
	300人以上	0	0.0	199	100.0	149	74.9	11	5.5	39	19.6

1 7 高年齢者雇用安定法への取組み

雇用促進制度のうち「再雇用」は 75.2%

定年制度がある事業所のうち、定年年齢到達者に対する雇用促進制度がない事業所は 1.6%となっており、それを除く 98.4%(前年 97.4%)の事業所で何らかの高年齢者に係る安定した雇用の確保の措置を講じている。主な内訳は、「勤務延長」が 21.8%(同 22.7%)、「再雇用」が 75.2%(同 71.4%)、「再就職斡旋」が 1.1%(同 2.9%)となっている。(表 1 5)

表 1 5 定年後の雇用促進制度

		定年制度(N=582)							
		定年後の雇用促進制度(複数回答)							
		勤務延長		再雇用		再就職斡旋		なし	
		事業所数 (事業所)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)
全 体		136	21.8	470	75.2	7	1.1	10	1.6
産 業 分 類	建設業	25	34.7	47	65.3	0	0.0	0	0.0
	製造業	15	24.6	44	72.1	0	0.0	0	0.0
	情報通信業	0	0.0	7	100.0	0	0.0	0	0.0
	運輸業、郵便業	10	27.8	24	66.7	0	0.0	2	5.6
	卸売業、小売業	14	11.2	108	86.4	2	1.6	1	0.8
	金融業、保険業	1	5.6	16	88.9	1	5.6	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	2	15.4	11	84.6	0	0.0	0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	4	12.5	28	87.5	0	0.0	0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	9	34.6	17	65.4	0	0.0	0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	6	23.1	18	69.2	0	0.0	2	7.7
	教育、学習支援業	4	20.0	13	65.0	1	5.0	2	10.0
医療、福祉	28	25.5	81	73.6	1	0.9	0	0.0	
サービス業	18	23.4	4	70.1	2	2.6	3	3.9	
その他	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	
規 模 分 類	10~29人	49	35.5	83	60.1	0	0.0	4	2.9
	30~99人	38	27.9	94	69.1	1	0.7	3	2.2
	100~299人	24	17.6	109	80.1	1	0.7	2	1.5
	300人以上	25	11.6	184	85.6	5	2.3	1	0.5

18 退職者の状況

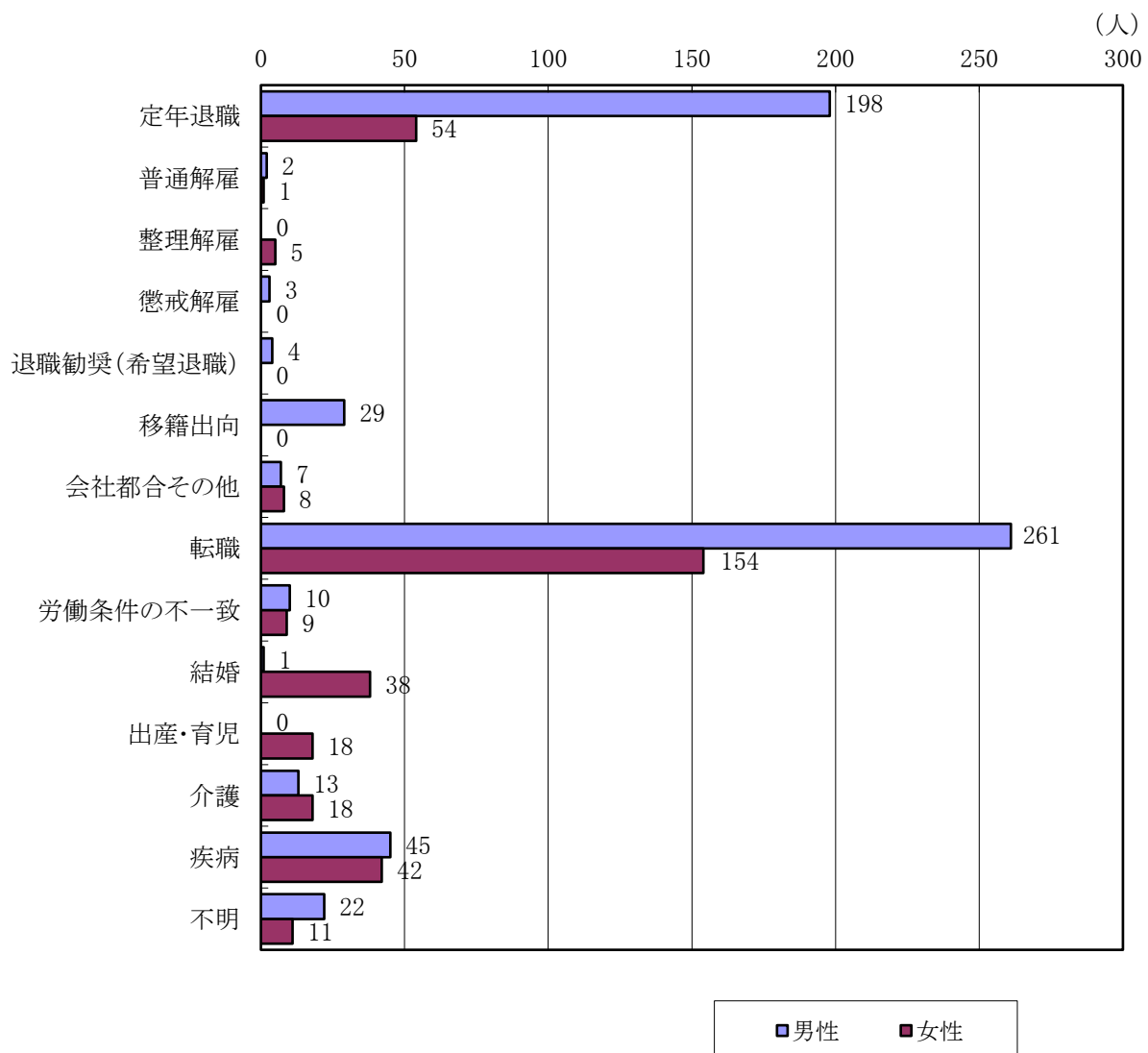
退職理由 男性、女性ともに「転職」

令和元年度（1年間）に退職した労働者の退職理由を調査した。

退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者、女性労働者ともに退職理由は、「転職」が最も多く、次いで「定年退職」、「疾病」となっている。（図19）

図19 令和元年度の理由別退職者数(N=1,750)



19 外国人労働者及び外国人研修生

外国人を受け入れている事業所は7.4%

外国人労働者等を受け入れている事業所は7.4%（前年6.7%）となっている。

産業別に見ると、「情報通信業」が28.6%（同0.0%），次いで「製造業」が18.0%（同10.0%）で割合が高い。

「外国人労働者」については「教育，学習支援業」が，「外国人研修生」については「製造業」が，1事業所当たりの平均人数が多い。（表16）

表16 外国人労働者及び外国人研修生（N=581・事業所割合）

		外国人労働者及び研修生の有無							
		いない (%)	いる (%)	外国人労働者（事業所, 人, %）			外国人研修生（事業所, 人, %）		
				事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均
全 体		92.6	7.4	26	96	3.7	21	123	5.9
産 業 分 類	建設業	94.0	6.0	2	2	1.0	2	7	3.5
	製造業	82.0	18.0	4	13	3.3	10	92	9.2
	情報通信業	71.4	28.6	2	3	1.5	0	0	0.0
	運輸業，郵便業	97.2	2.8	1	2	2.0	0	0	0.0
	卸売業，小売業	92.4	7.6	6	24	4.0	4	12	3.0
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	90.9	9.1	1	1	1.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	96.7	3.3	1	1	1.0	0	0	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	88.9	11.1	0	0	0.0	3	7	2.3
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教育，学習支援業	82.6	17.4	4	35	8.8	0	0	0.0
	医療，福祉	96.8	3.2	1	3	3.0	2	5	2.5
	サービス業	93.7	6.3	4	12	3.0	0	0	0.0
その他	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	94.0	6.0	5	19	3.8	5	25	5.0
	30～99人	91.3	8.7	5	7	1.4	7	61	8.7
	100～299人	91.1	8.9	6	20	3.3	5	28	5.6
	300人以上	93.4	6.6	10	50	5.0	4	9	2.3

20 障害者の雇用

障害者を雇用している事業所は30.5%

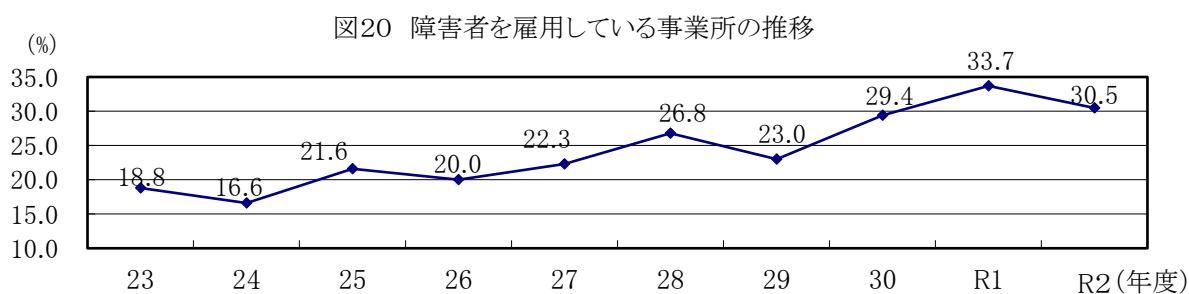
障害者を雇用している事業所は全体の30.5%（前年33.7%）となっている。

産業別では、「不動産業、物品賃貸業」が72.7%（同33.3%）と最も割合が高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」が43.3%（同30.0%）となっている。

規模別では、「100～299人」の事業所が38.2%と最も高い。（表17、図20）

表17 障害者の雇用状況（N=581）

		障害者の雇用状況(事業所, %)			
		雇用していない		雇用している	
		事業所数	構成比	事業所数	構成比
全 体		404	69.5	177	30.5
産 業 分 類	建設業	49	73.1	18	26.9
	製造業	36	59.0	25	41.0
	情報通信業	5	71.4	2	28.6
	運輸業、郵便業	29	80.6	7	19.4
	卸売業、小売業	88	74.6	30	25.4
	金融業、保険業	15	88.2	2	11.8
	不動産業、物品賃貸業	3	27.3	8	72.7
	学術研究、専門・技術サービス業	17	56.7	13	43.3
	宿泊業、飲食サービス業	20	74.1	7	25.9
	生活関連サービス業、娯楽業	18	75.0	6	25.0
	教育、学習支援業	17	73.9	6	26.1
	医療、福祉	62	65.3	33	34.7
	サービス業	44	69.8	19	30.2
その他	1	50.0	1	50.0	
規 模 分 類	10～29人	108	80.6	26	19.4
	30～55人	47	69.1	21	30.9
	56～99人	40	71.4	16	28.6
	100～299人	76	61.8	47	38.2
	300人以上	133	66.5	67	33.5



2 1 産前産後休業

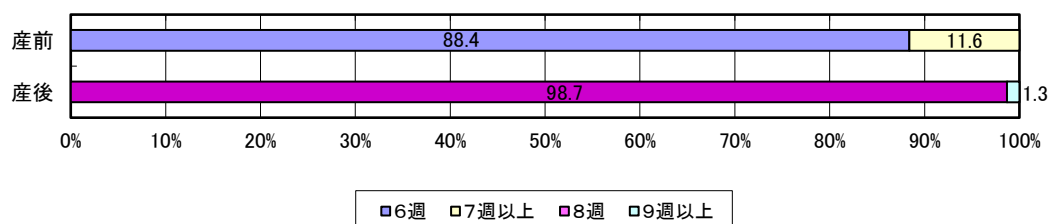
産前産後休業の規定のある事業所 96.1%

産前産後休業の規定のある事業所は 96.1%（前年 95.3%）である。休業中の賃金については、「全額支給」とする事業所が 16.5%（同 20.8%）, 「一部支給」が 7.2%（同 10.5%）で、何らかの形で賃金を支給している事業所の合計は 23.7%（同 31.3%）となっている。一方、「無給」とする事業所は 73.8%（同 67.2%）となっている。（表 1 8 図 2 1）

表 1 8 産前産後の休業制度（N=583・事業所割合）（単位:%）

		休業制度規定の有無		休業中の賃金	
		ある	ない	全額支給	一部支給
全 体		96.1	3.9	16.5	7.2
産 業 分 類	建設業	93.9	6.1	16.1	6.5
	製造業	90.3	9.7	1.8	7.3
	情報通信業	85.7	14.3	50.0	16.7
	運輸業, 郵便業	97.2	2.8	2.9	0.0
	卸売業, 小売業	99.2	0.8	7.8	3.4
	金融業, 保険業	100.0	0.0	58.8	5.9
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0	9.1	9.1
	学術研究, 専門・技術サービス業	96.8	3.2	34.5	3.4
	宿泊業, 飲食サービス業	88.9	11.1	0.0	9.1
	生活関連サービス業, 娯楽業	95.8	4.2	4.5	9.1
	教育, 学習支援業	100.0	0.0	34.8	13.0
	医療, 福祉	100.0	0.0	17.0	9.6
	サービス業	93.8	6.3	35.0	13.3
その他	50.0	50.0	0.0	0.0	
規 模 分 類	10~29人	87.1	12.9	13.0	8.7
	30~99人	96.9	3.1	11.7	5.0
	100~299人	99.2	0.8	13.3	4.2
	300人以上	99.5	0.5	23.2	9.6

図21 産前産後の休業期間(N=560)



2 2 育児休業制度

育児休業の取得率 男性 6.0%，女性 97.1%

育児休業制度の規定のある事業所は 95.0%（前年 93.8%）となっている。

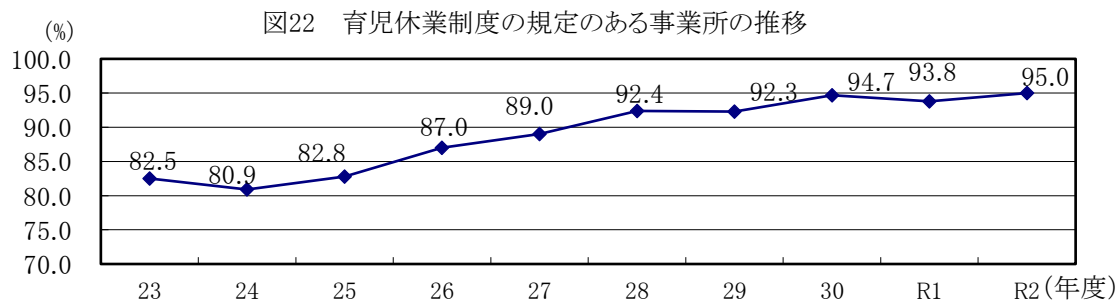
産業別に見ると、「金融業，保険業」，「教育，学習支援業」が 100%となっている。育児休業取得率は，「男性」6.0%（同 5.0%），「女性」97.1%（同 77.3%）となっている。

（表 1 9，図 2 2）

表 1 9 育児休業制度（制度の有無 N = 580 ・ 事業所割合，取得率 N = 458 ・ 労働者割合）

（単位：%）

		育児休業制度規定の有無		育児休業取得率		
		ある	なし	男女計	男性	女性
全 体		95.0	5.0	54.1	6.0	97.1
産 業 分 類	建 設 業	89.4	10.6	36.4	4.8	91.7
	製 造 業	88.5	11.5	45.6	2.6	100.0
	情 報 通 信 業	85.7	14.3	42.9	20.0	100.0
	運輸業，郵便業	97.2	2.8	18.2	0.0	100.0
	卸売業，小売業	99.1	0.9	44.2	5.5	97.5
	金融業，保険業	100.0	0.0	87.5	66.7	100.0
	不動産業，物品賃貸業	90.9	9.1	0.0	0.0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	96.8	3.2	25.0	0.0	100.0
	宿泊業，飲食サービス業	92.6	7.4	33.3	0.0	100.0
	生活関連サービス業，娯楽業	91.7	8.3	50.0	0.0	100.0
	教育，学習支援業	100.0	0.0	47.1	0.0	94.1
	医療，福祉	98.9	1.1	74.3	13.5	96.1
	サービス業	93.7	6.3	57.8	0.0	100.0
そ の 他	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
規 模 分 類	10～29 人	83.1	16.9	65.7	14.3	100.0
	30～99 人	96.0	4.0	60.8	11.4	100.0
	100～299 人	99.2	0.8	51.2	7.5	90.9
	300 人以上	99.5	0.5	51.5	3.1	97.7



2 3 介護休業制度

介護休業制度の規定のある事業所は 91.4%

介護休業制度の規定のある事業所は 91.4%（前年 93.2%）となっている。産業別に見ると、「金融業，保険業」で 100%となっており，低い業種でも 82.0%に達している。

企業規模別では，規模が大きい企業で制度のある割合が高く，「100～299 人」が 98.4%，「300 人以上」で 99.0%となっている。

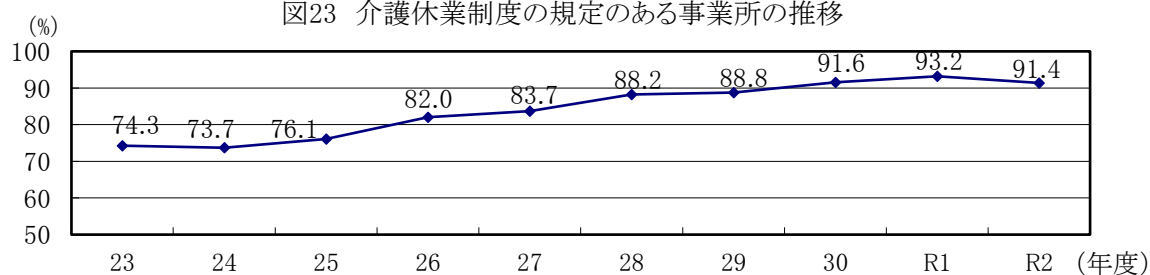
介護休業利用状況は，制度のある 529 事業所中「男性」9 人，「女性」27 人となっている。
（表 20，図 23）

表 20 介護休業制度（制度の有無N=579・事業所割合）

（単位:%,人）

		介護休業制度規定の有無		介護休業利用状況		
		ある	なし	男女計	男性	女性
全 体		91.4	8.6	36	9	27
産 業 分 類	建設業	86.4	13.6	10	4	6
	製造業	82.0	18.0	4	0	4
	情報通信業	85.7	14.3	0	0	0
	運輸業，郵便業	97.1	2.9	3	0	3
	卸売業，小売業	95.7	4.3	1	0	1
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0
	不動産業，物品賃貸業	90.9	9.1	0	0	0
	学術研究，専門・技術サービス業	90.3	9.7	0	0	0
	宿泊業，飲食サービス業	88.9	11.1	0	0	0
	生活関連サービス業，娯楽業	83.3	16.7	0	0	0
	教育，学習支援業	95.7	4.3	1	1	0
	医療，福祉	94.7	5.3	12	2	10
	サービス業	92.1	7.9	4	1	3
	その他	50.0	50.0	1	1	0
規 模 分 類	10～29 人	72.3	27.7	1	1	0
	30～99 人	92.1	7.9	17	5	12
	100～299 人	98.4	1.6	7	2	5
	300 人以上	99.0	1.0	11	1	10

図23 介護休業制度の規定のある事業所の推移



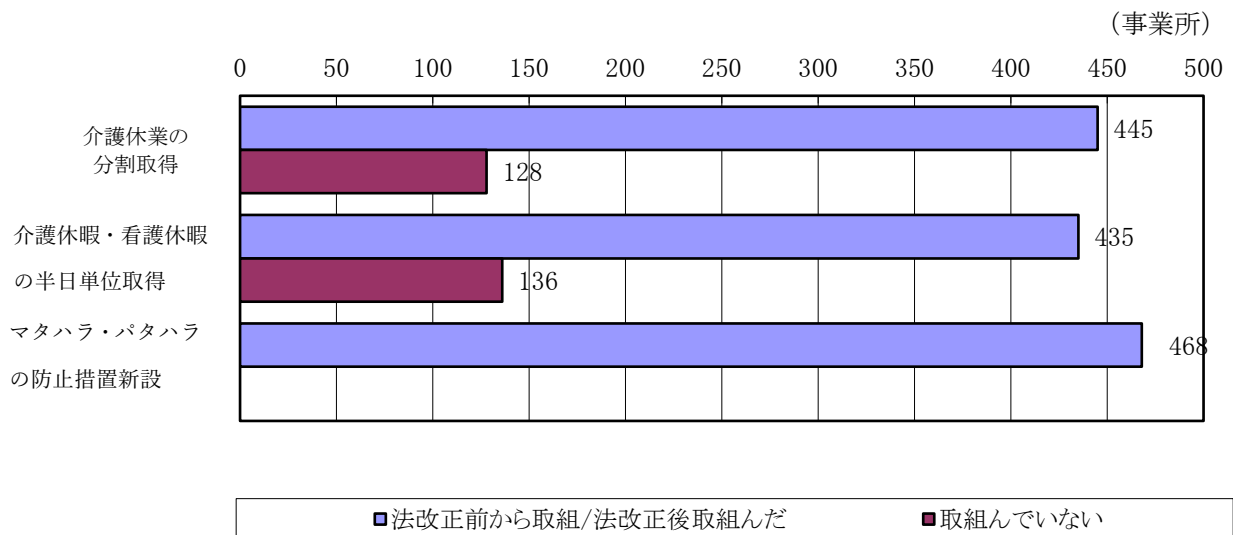
2.4 育児・介護休業法への取組み

「介護休業の分割取得」において「法改正前から取組んでいた」または「法改正後就業規則の改正等に取り組んだ」事業所は 75.3%

育児・介護休業法への取組状況を調査したところ、「介護休業の分割取得」については、「法改正前から取組んでいた」または「法改正後就業規則の改正等に取り組んだ」事業所は 75.3%、「介護休暇・子の看護休暇の半日単位での取得」については、「法改正前から取組んでいた」または「法改正後就業規則の改正等に取り組んだ」事業所は 73.6%、「マタハラ・パタハラの防止措置の新設」については、「法改正前から取組んでいた」または「法改正後就業規則の改正等に取り組んだ」事業所は 79.1%であった。（図24）

産業別では、「金融業、保険業」が、3つの調査項目いずれにおいても「法改正前から取組済み」または「法改正後取組んだ」の割合が 100%になっている。

図24 育児・介護休業法への取組(N=591・複数回答)

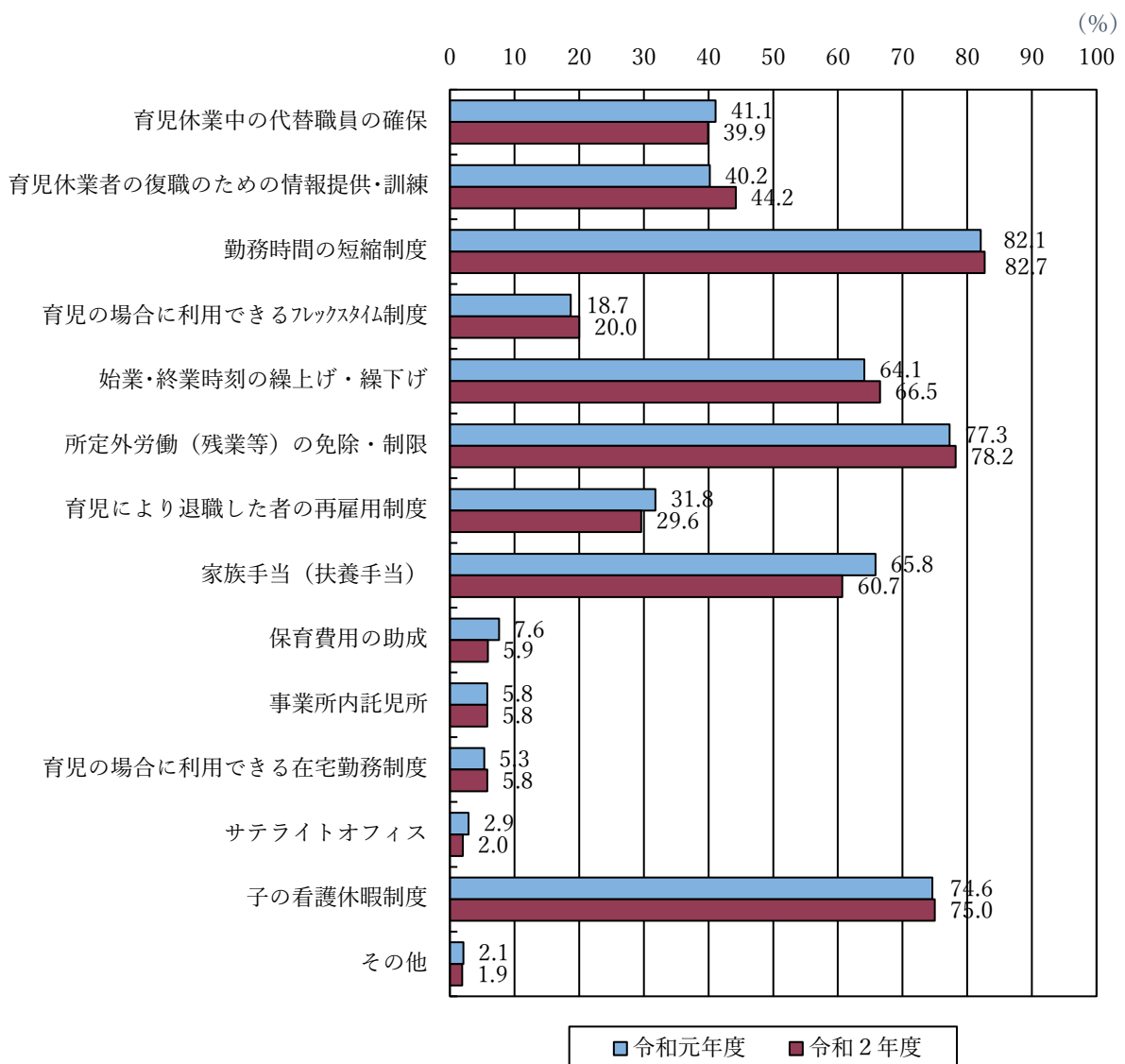


2 5 子どもを持つ労働者に対する支援制度

勤務時間の短縮制度 82.7%，所定外労働（残業等）の免除・制限 78.2%

子どもを持つ労働者に対する支援制度の実施状況について調査したところ、「勤務時間の短縮制度」を採用している事業所が全体の82.7%（前年82.1%）であった。また、「所定外労働（残業等）の免除・制限」も78.2%（同77.3%）であった。（図25）

図25 子どもを持つ労働者に対する支援制度(R1N=582, R2N=591・複数回答)

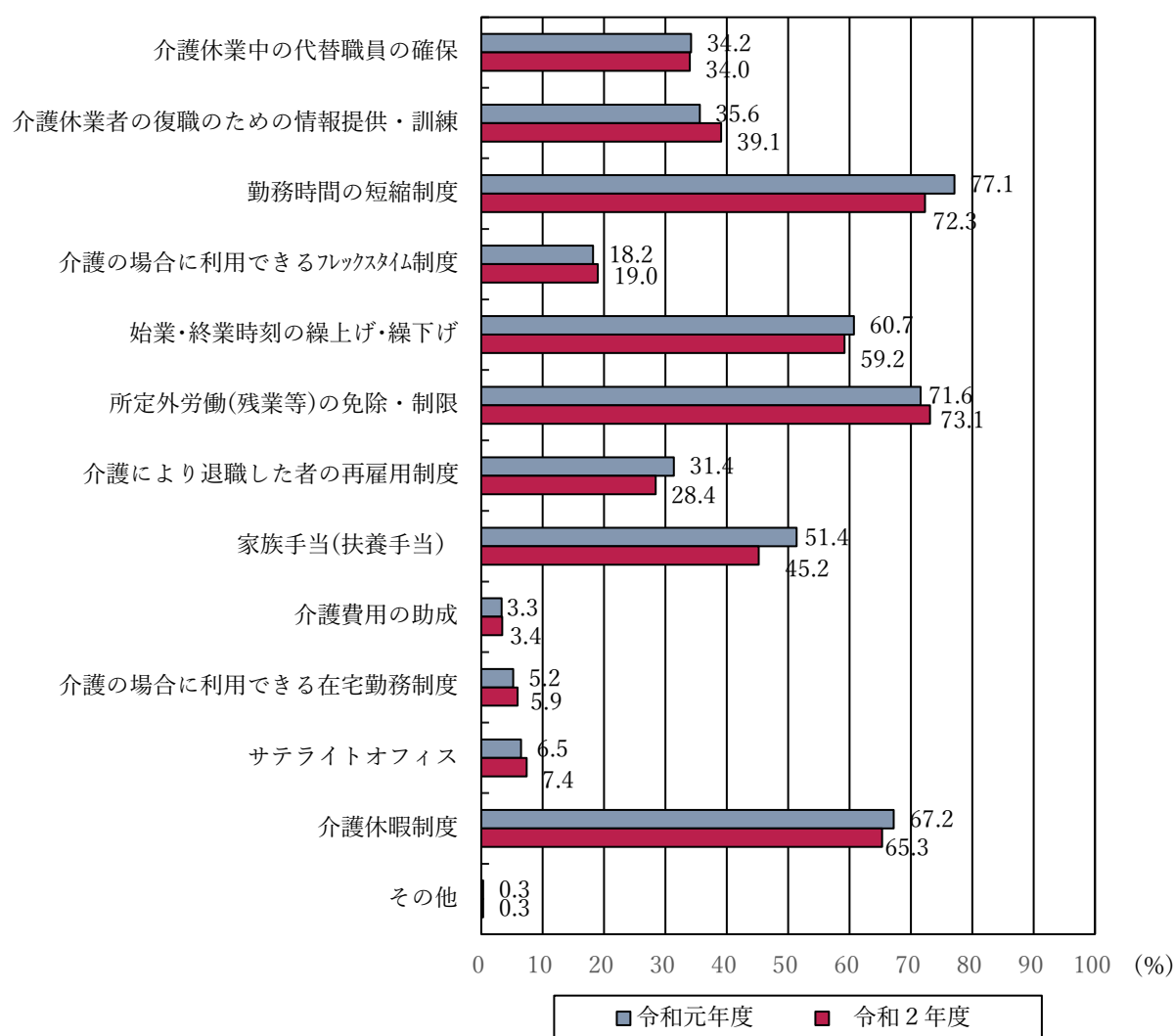


2 6 家族を介護する労働者に対する支援制度

所定外労働（残業等）の免除・制限 73.1%，勤務時間の短縮制度 72.3%

家族を介護する労働者に対する支援制度の実施状況について調査したところ、「所定外労働（残業等）の免除・制限」を採用している事業所が全体の73.1%（前年71.6%）であった。また、「勤務時間の短縮制度」も72.3%（前年77.1%）と他の項目より高い割合を示している。（図26）

図26 家族を介護する労働に対する支援制度(R1N=582, R2N=591・複数回答)



2.7 介護休暇の取得状況

介護休暇の平均取得日数は男性10.2日、女性14.8日

改正育児・介護休業法で法定の制度となった「介護休暇」の取得状況について調査したところ、取得者がいる事業所の割合は5.8%（前年6.0%）で、取得者の平均取得日数は13.2日（同3.1日）となっている。

産業別では、「教育、学習支援業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の順に、取得者のいる事業所の割合が他の業種に比べて高く、企業規模は「30～99人」の事業所で取得者の割合が高い。（表2.1）

表2.1 介護休暇制度

		事業所数(N=591)					
		取得者なし (事業所)	取得者あり (事業所)	男性(人,日)		女性(人,日)	
				取得者数	平均取得日数	取得者数	平均取得日数
全 体		557	34	30	10.2	56	14.8
産 業 分 類	建設業	66	2	4	47.8	3	3.7
	製造業	58	5	3	9.0	6	54.7
	情報通信業	7	0	0	0.0	0	0.0
	運輸業, 郵便業	33	3	4	3.3	1	15.0
	卸売業, 小売業	117	3	1	1.0	5	4.6
	金融業, 保険業	16	1	0	0.0	1	3.0
	不動産業, 物品賃貸業	11	0	0	0.0	0	0.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	28	3	2	6.5	2	2.0
	宿泊業, 飲食サービス業	27	0	0	0.0	0	0.0
	生活関連サービス業, 娯楽業	25	0	0	0.0	0	0.0
	教育, 学習支援業	20	3	2	7.0	1	6.0
	医療, 福祉	88	8	8	3.6	33	10.2
	サービス業	59	6	6	3.2	4	26.0
	その他	2	0	0	0.0	0	0.0
規 模 分 類	10～29人	132	4	3	10.3	2	2.0
	30～99人	117	12	9	23.8	9	27.3
	100～299人	118	6	2	4.5	6	28.0
	300人以上	190	12	16	3.3	39	10.5

28 子の看護休暇の取得状況

子の看護休暇の平均取得日数は男性 2.7 日，女性 4.0 日

改正育児・介護休業法で法定の制度となった「子の看護休暇」の取得状況について調査したところ、取得者がいる事業所の割合は 11.3%（前年 12.4%）で、取得者の平均取得日数は 3.8 日（同 3.5 日）となっている。

産業別では、「教育，学習支援業」，「不動産業，物品賃貸業」の順に、取得者のいる事業所の割合が他の業種に比べて高く、企業規模は、「300 人以上」の事業所で取得者の割合が高い。

（表 2 2）

表 2 2 子の看護休暇

		事業所数(N=591)					
		取得者なし (事業所)	取得者あり (事業所)	男 性 (人, 日)		女 性 (人, 日)	
				取得者数	平均取得日数	取得者数	平均取得日数
全 体		524	67	46	2.7	249	4.0
産 業 分 類	建 設 業	61	7	2	1.5	21	3.7
	製 造 業	55	8	9	5.4	32	4.4
	情 報 通 信 業	7	0	0	0.0	0	0.0
	運輸業，郵便業	32	4	2	2.0	2	29.0
	卸売業，小売業	108	12	5	2.6	43	3.1
	金融業，保険業	15	2	0	0.0	2	5.0
	不動産業，物品賃貸業	9	2	0	0.0	4	3.3
	学術研究，専門・技術サービス業	26	5	1	3.0	5	3.0
	宿泊業，飲食サービス業	27	0	0	0.0	0	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	25	0	0	0.0	0	0.0
	教育，学習支援業	17	6	1	1.0	17	3.0
	医 療，福 祉	82	14	21	1.7	113	3.8
	サ ー ビ ス 業	58	7	5	3.0	10	6.8
そ の 他	2	0	0	0.0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29 人	130	6	2	2.0	15	3.0
	30～99 人	116	13	8	2.4	46	4.6
	100～299 人	108	16	13	4.3	40	4.6
	300 人以上	170	32	23	1.9	148	3.8

2 9 次世代育成支援対策

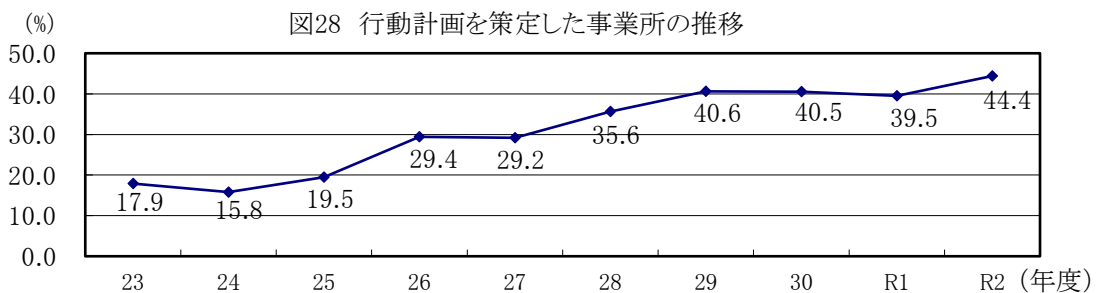
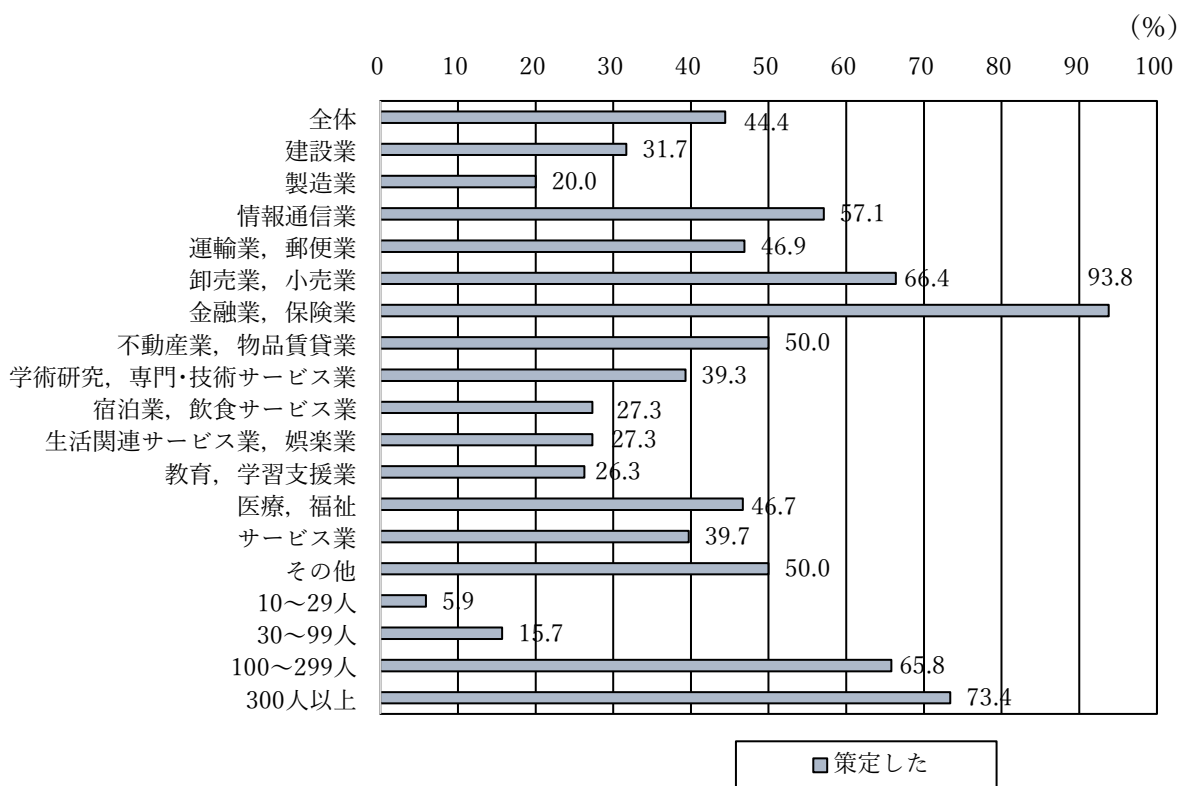
行動計画策定済みの事業所は 44.4%

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定状況を調査したところ、「策定した」事業所は 44.4%（前年 39.5%）であった。一方「策定の予定なし」は 18.7%（同 17.0%）となっている。

（図 2 7， 図 2 8）

規模別で見ると、「未定」又は「策定の予定なし」の事業所は、「10～29 人」の規模で割合が高く、「300 人以上」の事業所で低くなっている。

図27 次世代育成支援対策への取組み(N=534・事業所割合)



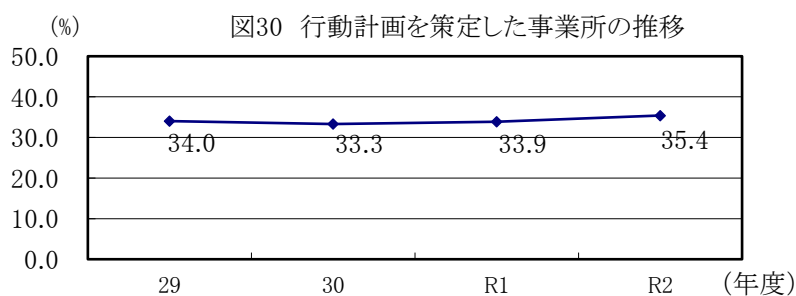
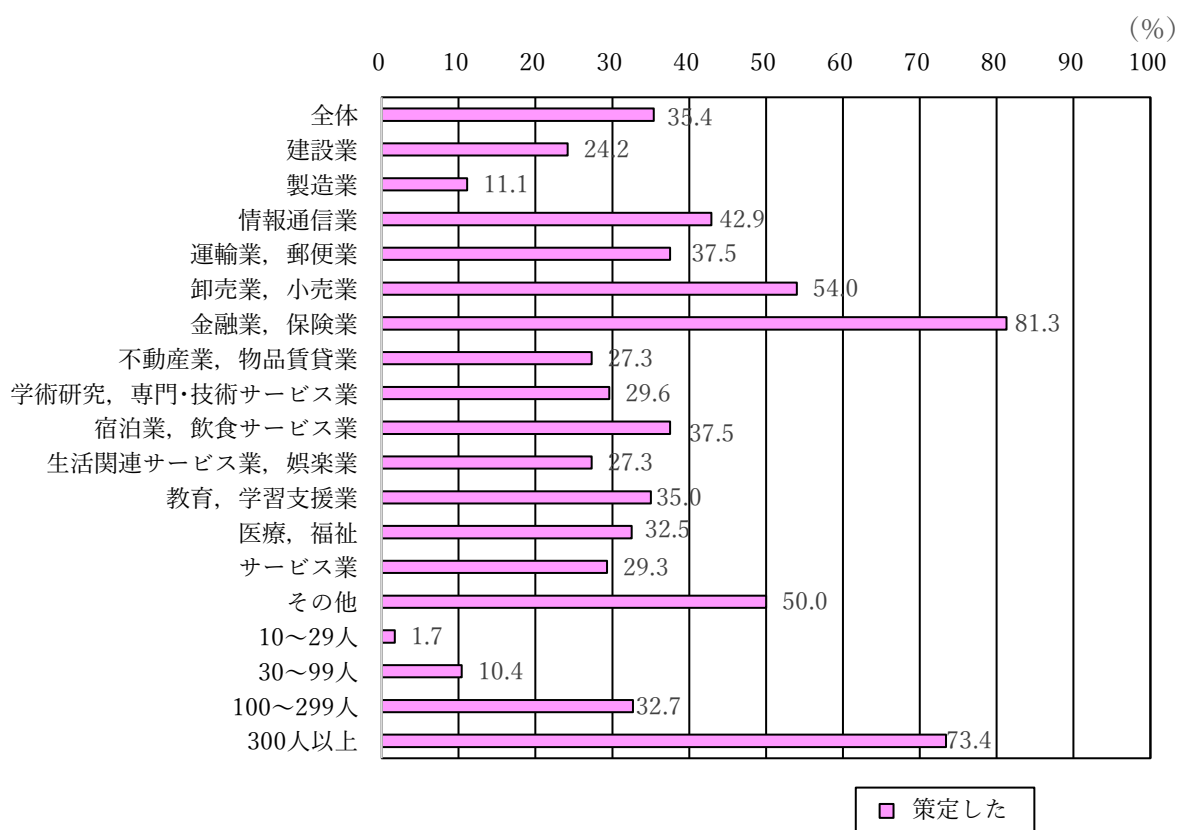
30 女性活躍推進支援対策

行動計画策定済みの事業所は 35.4%

女性活躍推進支援制度に基づく行動計画の策定状況を調査したところ、「策定した」事業所は 35.4%（前年 33.9%）であった。一方「策定の予定なし」は 21.8%（同 21.9%）となっている。（図 29，図 30）

規模別で見ると、「未定」又は「策定の予定なし」の事業所は、「10～29人」の規模で割合が高く、「300人以上」の事業所で低くなっている。

図29 女性活躍推進支援対策への取組み(N=531・事業所割合)



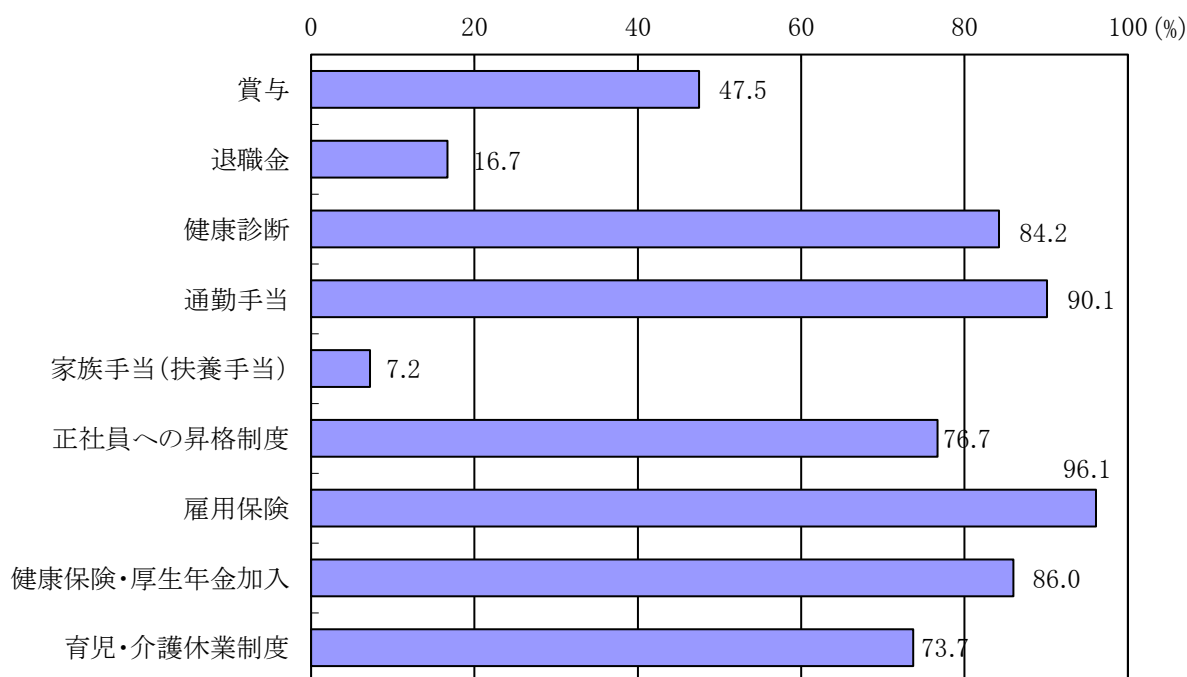
3 1 パートタイム労働者の諸制度

パートタイム労働者の諸制度で雇用保険に加入している事業所は96.1%

パートタイム労働者に関する諸制度については、「賞与」がある事業所は47.5%（前年53.2%）、「退職金」がある事業所は16.7%（同13.4%）、「健康診断」を行っている事業所は84.2%（同84.5%）、「通勤手当」の支給は90.1%（同91.5%）などとなっている。（図31）

産業別では、「金融業, 保険業」「情報通信業」「不動産業, 物品賃貸業」が全般的に実施している割合が高い。

図31 パートタイム労働者の諸制度(N=335・複数回答)

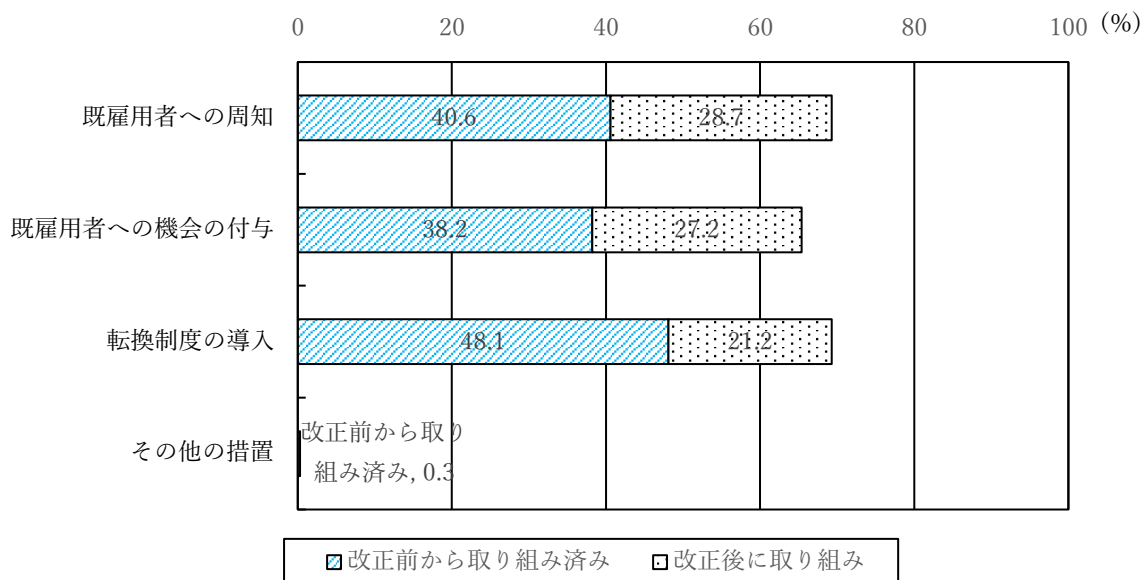


3 2 パートタイム労働法への取組み

通常労働者への転換制度の措置を講じた事業所は 69.3%

「パートタイム労働法」に対する取組みのうち、パートタイム労働者の通常の労働者への転換を推進するための措置について調査したところ、「通常の労働者募集の場合、募集内容の既雇用パートタイム労働者への周知」をした事業所は 69.3%（前年 69.3%）、「通常の労働者ポストの社内公募の場合、既雇用パートタイム労働者への機会の付与」をした事業所は 65.4%（同 63.9%）、「パートタイム労働者の通常労働者への転換制度の導入（試験制度など）」をした事業所は 69.3%（同 69.3%）となっている。（図 3 2）

図32 パートタイム労働法への取組(N=335・複数回答)



3.3 ポジティブ・アクション

管理職の割合は男性 84.6%，女性 15.4%

管理職の男女の割合については、男性 84.6%（前年 86.9%）、女性 15.4%（同 13.1%）となっている。

これを産業別に見ると、「医療、福祉」では女性の管理職が 50.8%で、産業分類中最も高い。

「ポジティブ・アクション推進計画」を策定した事業所は、全体の 24.9%（同 22.1%）にとどまっている。

「女性の採用の拡大」「女性管理職の増加」については、「情報通信業」がそれぞれ 80.0%、100%で産業分類中最も高い。（表 2.3）

表 2.3 ポジティブ・アクション

（単位：%）

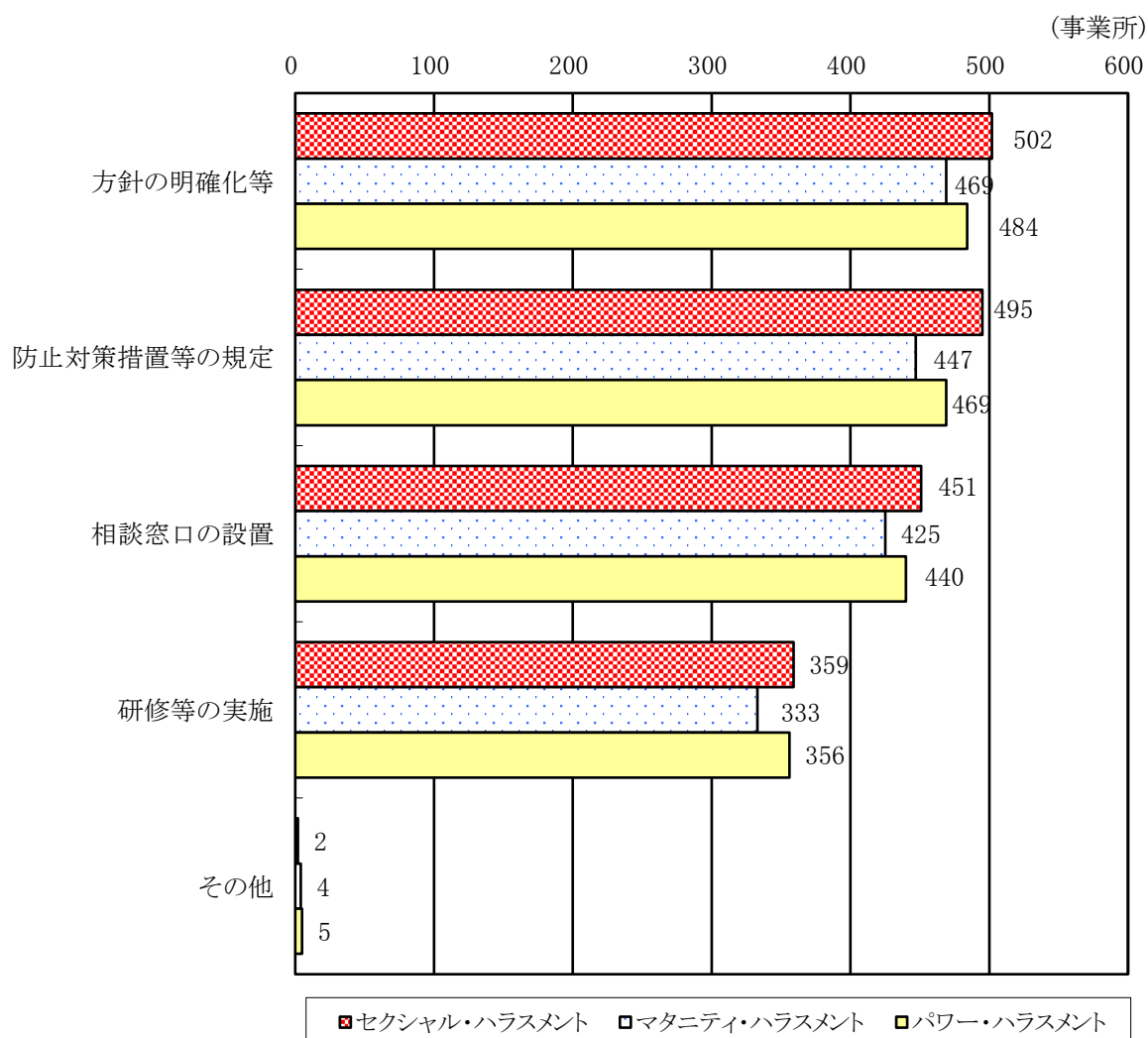
		管理職の男女比 (N=3,379)		ポジティブ・アクションの取組（複数回答）			
		男性	女性	推進計画を 作成	女性の採用 の拡大	女性がいない、 又は少ない職 種、職域への女 性の配置の拡大	女性管理 職の増加
全 体		84.6	15.4	24.9	58.0	46.9	52.2
産 業 分 類	建設業	92.9	7.1	25.0	51.8	42.9	33.9
	製造業	91.8	8.2	7.4	37.0	27.8	18.5
	情報通信業	93.8	6.2	60.0	80.0	80.0	100.0
	運輸業、郵便業	95.4	4.6	15.2	45.5	33.3	45.5
	卸売業、小売業	91.8	8.2	30.0	71.3	60.0	53.8
	金融業、保険業	85.1	14.9	58.8	64.7	88.2	94.1
	不動産業、物品賃貸業	88.9	11.1	27.3	72.7	36.4	54.5
	学術研究、専門・技術サービス業	95.5	4.5	29.6	63.0	59.3	48.1
	宿泊業、飲食サービス業	78.4	21.6	18.8	43.8	31.3	50.0
	生活関連サービス業、娯楽業	84.4	15.6	16.7	61.1	44.4	61.1
	教育、学習支援業	73.5	26.5	33.3	73.3	46.7	73.3
	医療、福祉	49.2	50.8	29.8	63.8	38.3	72.3
	サービス業	85.5	14.5	22.6	56.6	50.9	66.0
そ の 他	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	
規 模 分 類	10～29 人	79.2	20.8	8.8	40.7	31.9	33.0
	30～99 人	80.5	19.5	16.3	48.9	38.0	35.9
	100～299 人	82.6	17.4	17.0	63.8	46.8	48.9
	300 人以上	88.5	11.5	44.2	69.9	60.9	75.0

3 4 ハラスメント防止対策

防止対策措置規定のある事業所割合は、セクハラは 85.6%，マタハラは 77.3%，パワハラは 81.1%

職場におけるハラスメント防止対策について調査したところ、全ての項目について、セクシャル・ハラスメント防止に取り組んでいる事業所数が、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの対策に取り組んでいる事業所数を上回っている。（図 3 3）

図33 ハラスメント防止対策 (N=578・複数回答)



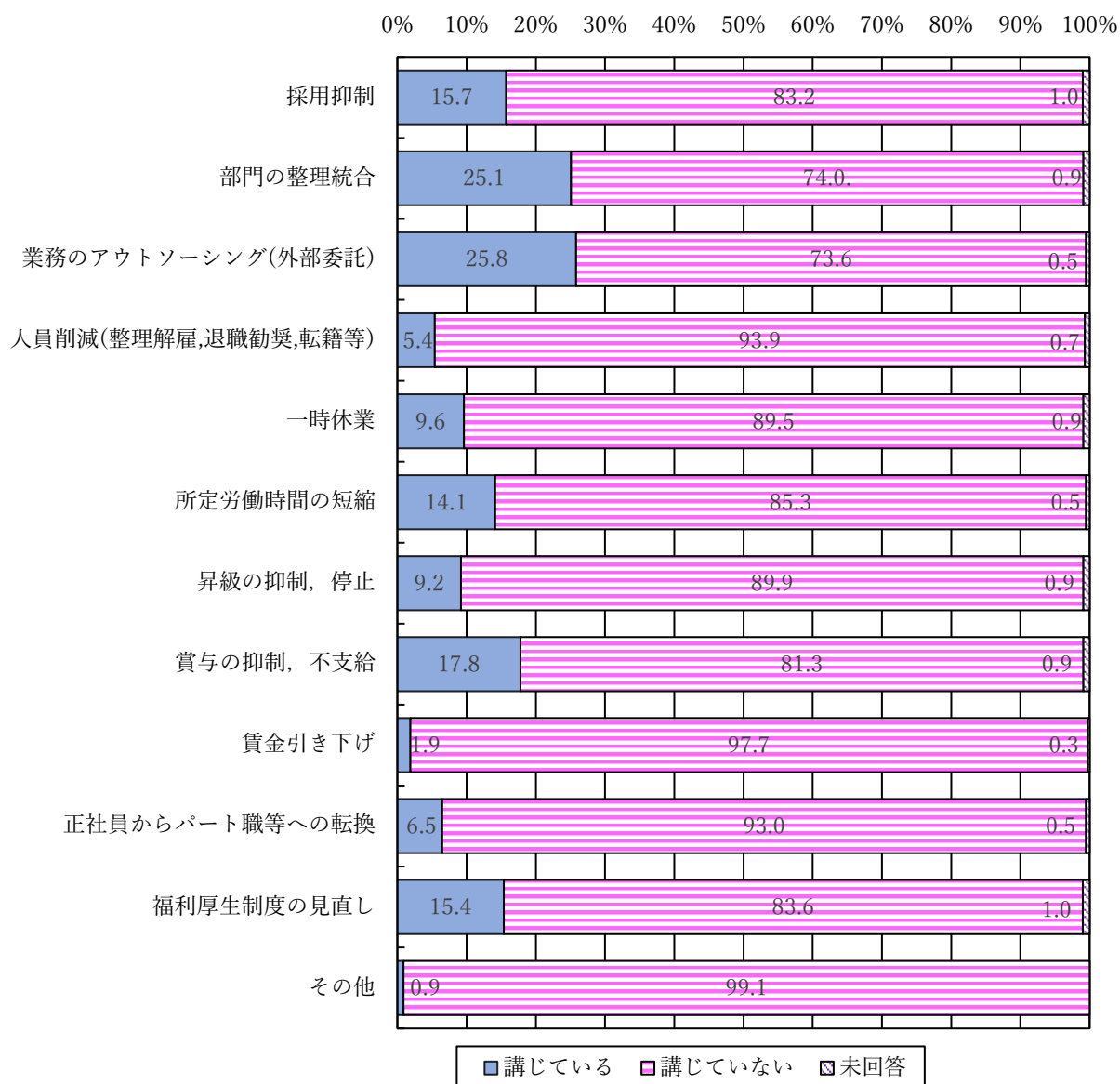
3 5 経営改善措置

業務のアウトソーシングが 25.8% ，部門の整理統合が 25.1%，賞与の抑制・不支給が 17.8%

最近3年間に行った経営改善措置について調査した結果、「業務のアウトソーシング」が最も多く25.8%，次いで「部門の整理統合」25.1%，「賞与の抑制，不支給」17.8%の措置を行っている事業所が多い。（図34）

「業務のアウトソーシング」を行っているのは「情報通信業」で多く、「部門の整理統合」を行っているのは「サービス業」で多く、「賞与の抑制，不支給」を行っているのは「宿泊業，飲食サービス業」で多い。

図34 最近3年間の経営改善措置(N=573・事業所割合)

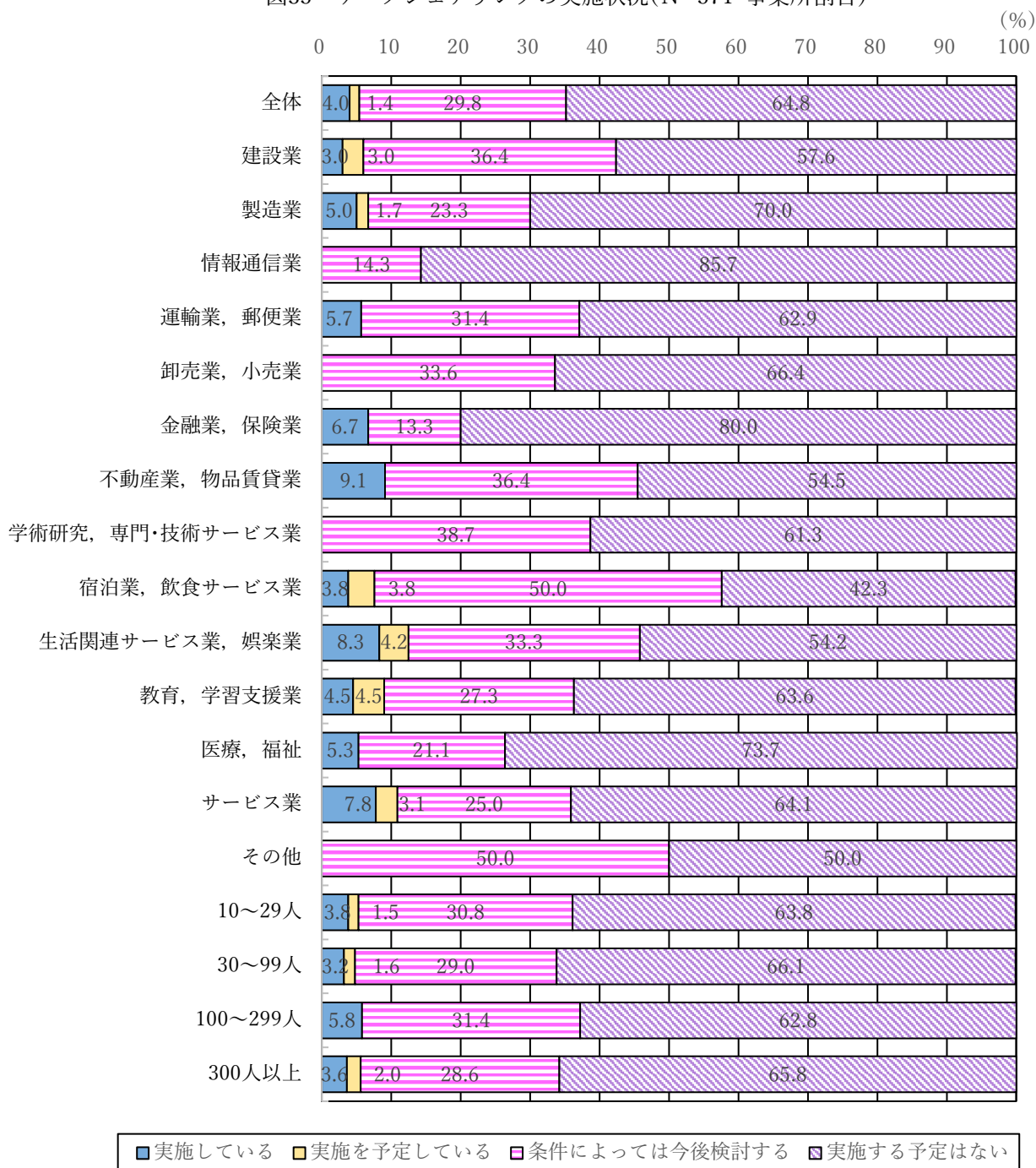


3 6 ワークシェアリングの実施状況

ワークシェアリングを実施している事業所は 4.0%

ワークシェアリングの実施状況を調査したところ、「実施している」と回答した事業所は 4.0%（前年 3.3%）であり、「実施を予定している」，「条件によっては今後検討する」と答えた事業所はそれぞれ 1.4%，29.8%（同 1.1%，30.1%）となっている。また，「実施する予定はない」と回答した事業所は，64.8%（同 65.5%）となっている。（図 3 5）

図35 ワークシェアリングの実施状況(N=571・事業所割合)



3.7 働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）について

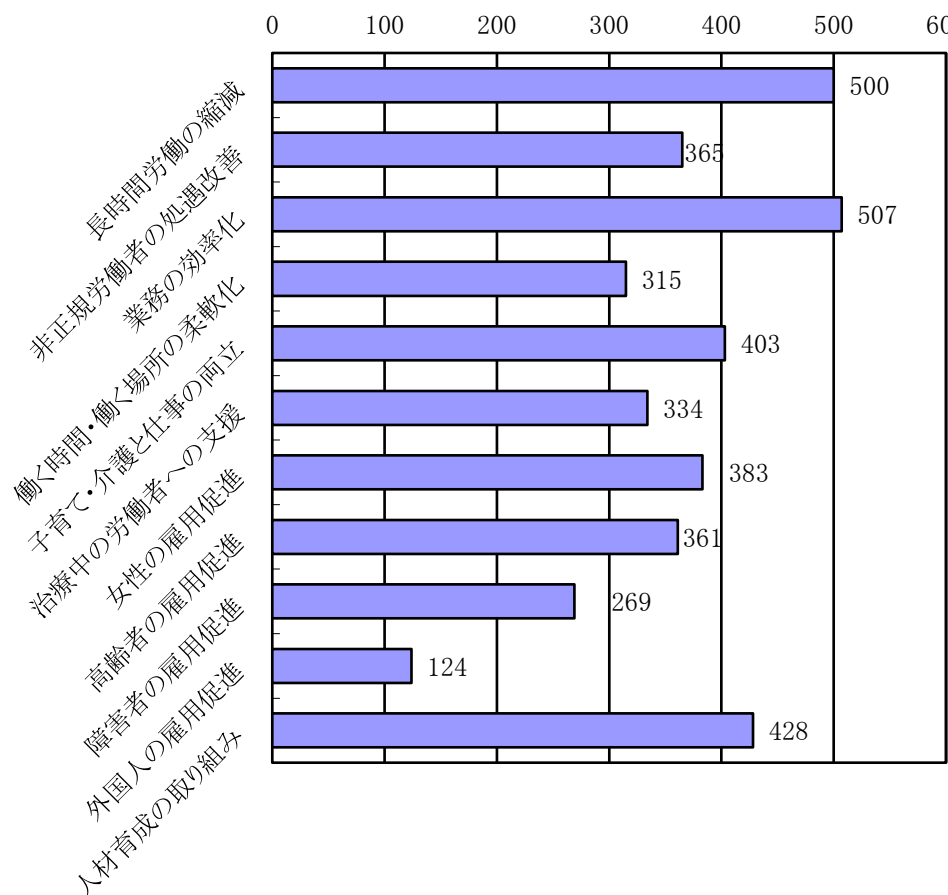
働き方改革の中で「業務の効率化」に取り組んでいる事業所が多い

「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度については、「何となく理解している」の割合が40.9%（前年44.4%）、「内容まで理解している」の割合が35.8%（同35.4%）と高く、「わからない」の割合は5.7%（同4.7%）となっている。

「働き方改革」の取り組み状況について、多い順に「業務の効率化」が507事業所、「長時間労働の縮減」が500事業所、「人材育成の取り組み」が428事業所となっている。（図36）

働き方改革に全く取り組んでいない場合、その理由として、「社内が取り組む雰囲気ではない」割合が60.0%（同22.2%）と最も高く、「余裕がない」と「必要性を感じない」が共に20.0%（同33.3%、11.1%）となっている。

図36 働き方改革に取り組んでいる事業所数(N=575・複数回答) (事業所)



38 テレワークについて

(1) テレワーク導入状況

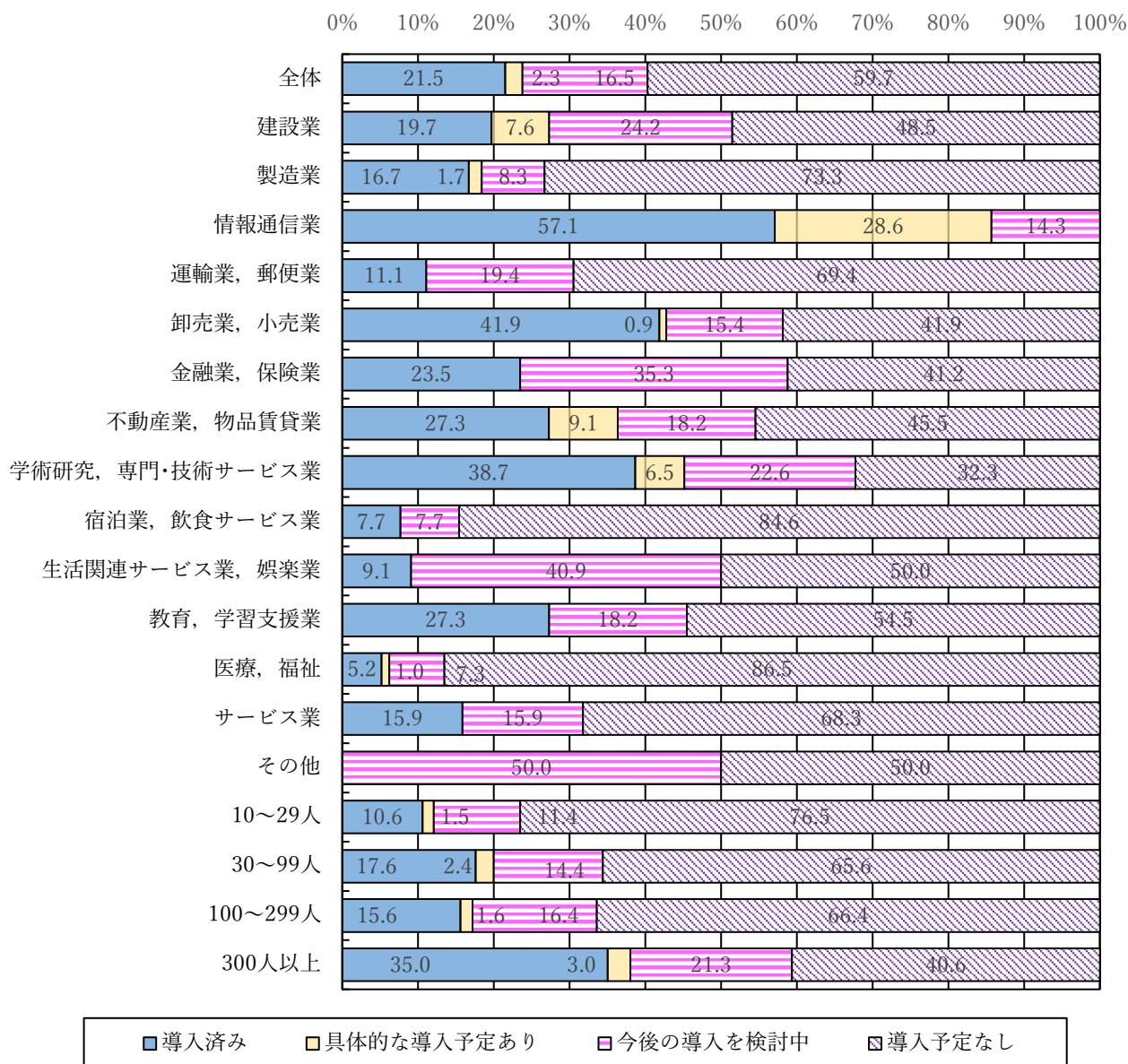
テレワークを実施している事業所は 21.5%

テレワークの実施状況を調査したところ、「導入済み」と回答した事業所は 21.5%であり、「具体的な導入予定あり」，「今後の導入を検討中」と答えた事業所はそれぞれ 2.3%，16.5%となっている。また，「導入予定なし」と回答した事業所は，59.7%となっている。

産業別には，「情報通信業」57.1%，「卸売業，小売業」41.9%，「学術研究，専門・技術サービス業」38.7%と高く，「医療，福祉」5.2%，「宿泊業，飲食サービス業」7.7%と低くなっている。

規模別には，「300人以上」が 35.0%と高く，「10～29人」が 10.6%と低くなっている。(図37)

図37 テレワーク導入状況 (N=576・事業所割合)

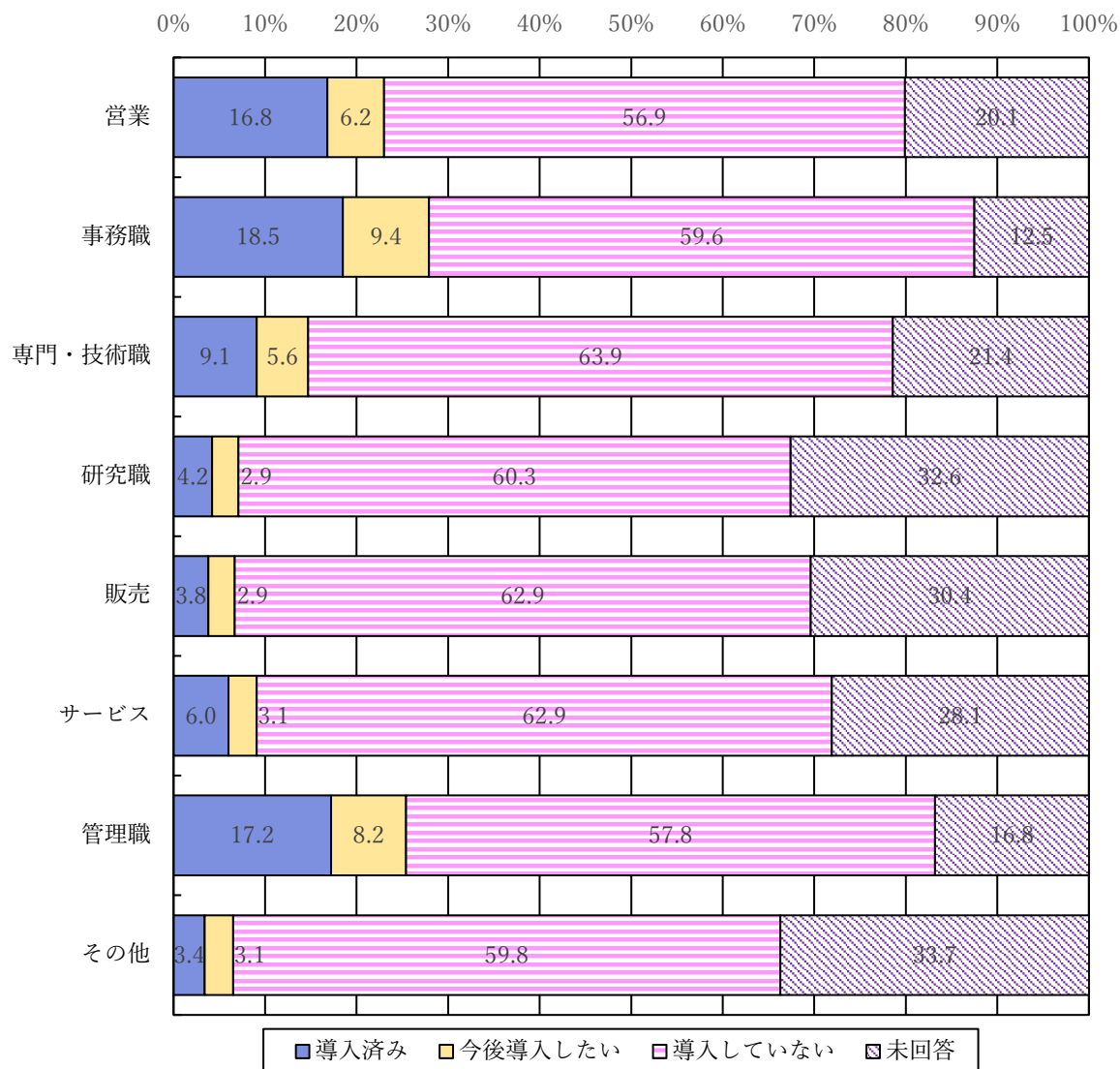


(2) 部門・職種ごとのテレワーク導入状況

最もテレワークを導入しているのは事務職 18.5%

テレワークを認めている部門・職種は、「事務職」が最も高く 18.5%、次いで「営業」の 16.8%であった。一方、「販売」が 3.8%、「研究職」は 4.2%と低くなっている。（図 38）

図38 部門・職種ごとのテレワーク導入状況（N=552・事業所割合）



39 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

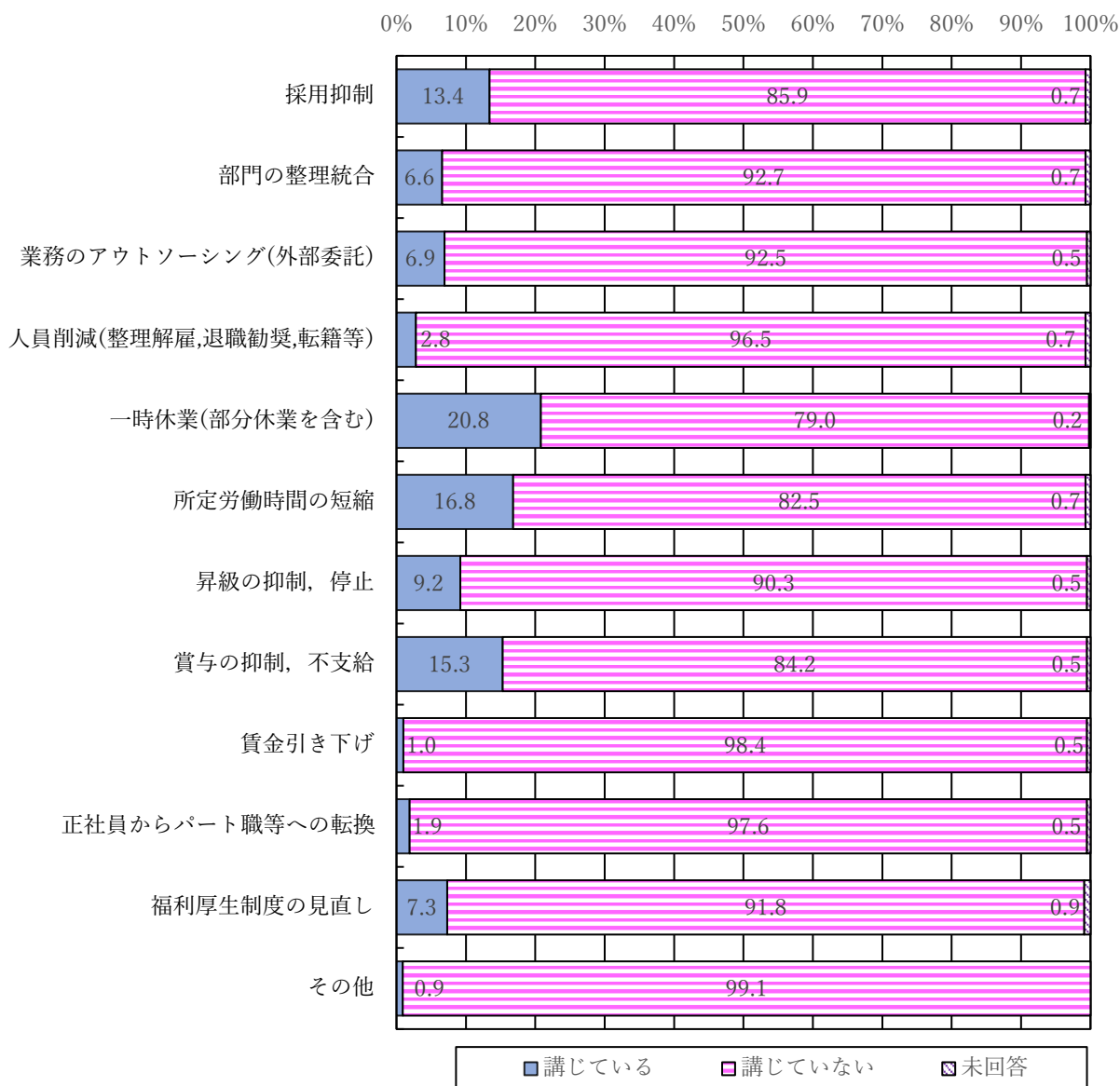
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により行った対応

一時休業が 20.8%，所定労働時間の短縮が 16.8%，賞与の抑制・不支給が 15.3%

新型コロナウイルス感染症の影響への対応を調査した結果、「一時休業」が最も多く 20.8%，次いで「所定労働時間の短縮」16.8%，「賞与の抑制・不支給」15.3%，「採用抑制」13.4%の措置を行っている事業所が多い。

一方、「賃金引き下げ」1.0%，「正社員からパート職等への転換」1.9%，「人員削減」2.8%，となっている。（図39）

図39 新型コロナウイルス感染症の影響への対応(N=576・事業所割合)



(2) 一時休業日数

一時休業を行った日数は業種により大きなばらつきがある

令和2年1月～6月にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により一時休業を行った日数について調査したところ、全体の平均は6.2日であった。

産業分類別では、「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く22.7日、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」21.4日、「不動産業、物品賃貸業」15.6日となっている。一方、「建設業」0.5日、「サービス業」1.1日、「運輸業、郵便業」2.2日となっている。

表2-4 平均一時休業日数（N=576人・事業所数）

		回答事業所	平均休業日数
全 体		576	6.2
産 業 分 類	建 設 業	66	0.5
	製 造 業	62	14.2
	情 報 通 信 業	7	12.9
	運輸業、郵便業	36	2.2
	卸売業、小売業	116	3.8
	金融業、保険業	17	3.1
	不動産業、物品賃貸業	11	15.6
	学術研究、専門・技術サービス業	31	7.0
	宿泊業、飲食サービス業	26	22.7
	生活関連サービス業、娯楽業	23	21.4
	教育、学習支援業	22	10.0
	医 療、福 祉	95	2.3
	サ ー ビ ス 業	62	1.1
そ の 他	2	0.0	
規 模 分 類	10～29人	131	9.2
	30～99人	125	9.0
	100～299人	121	3.9
	300人以上	199	3.8